

伊方町

障がい者計画・第6期障がい福祉計画

・第2期障がい児福祉計画

ともにつくり、つながり、
尊重しあうまち、伊方



令和3年3月

伊 方 町

目 次

第1部 序 論	1
第1章 計画策定の概要	1
第1節 計画策定の趣旨	1
第2節 計画の位置付け	1
第3節 計画の対象	3
第4節 法令・制度改正の動向	4
第5節 計画の期間	7
第6節 アンケート調査結果の反映	7
第2章 障がい者などを取り巻く状況	8
第1節 人口の推移	8
第2節 障がい者などの人数	9
第3節 障がい者の生活を支える地域の状況	13
第2部 障がい者計画	15
第1章 障がい者計画の基本方針	15
第2章 基本理念	17
第3章 計画の推進	18
第1節 計画の点検及び評価	18
第2節 専門職配置等の整備	19
第3節 関係機関等との連携	19
第4節 障がい者への理解の促進と町民への周知	20
第4章 障がい者施策の体系	21
第5章 障がい者施策の具体的展開	23
第1節 地域生活の支援	23
第2節 保健・医療対策の充実	28
第3節 特別支援教育の充実	30
第4節 雇用・就業、経済的自立の支援	32
第5節 まちづくり	34
第6節 防災・防犯対策の推進	36
第7節 福祉を支えるひとづくり	38
第8節 差別の解消及び権利擁護の推進	40
第9節 生きがいづくり	42
第6章 成年後見制度の利用促進（伊方町成年後見制度利用促進基本計画）	43
第1節 策定の趣旨	43

第2節	今後3年間の取り組み（令和3年度～令和5年度）	43
第3節	具体的な施策等の方針	44
第4節	成年後見制度の利用に関する助成	46
第5節	計画の評価、見直し	46
第3部	障がい福祉計画【第6期】	47
第1章	計画の指針	47
第2章	令和5年度の成果目標	48
成果目標1	施設入所者の地域生活への移行	48
成果目標2	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	49
成果目標3	地域生活支援拠点等の整備	50
成果目標4	福祉施設からの一般就労移行	51
成果目標5	相談支援体制の充実・強化等	52
成果目標6	障害福祉サービス等の質の向上に係る目標	52
第3章	障害福祉サービス	53
第1節	利用見込みの基本的な考え方	53
第2節	訪問系サービス	54
第3節	日中活動系サービス	55
第4節	居住系サービス	61
第5節	相談支援	64
第6節	その他サービス	65
第4章	地域生活支援事業	66
第1節	必須事業	67
第2節	任意事業（町独自に実施する事業）	71
第4部	障がい児福祉計画【第2期】	73
第1章	基本方針	73
	障がい児支援の提供体制確保の基本方針	73
第2章	令和5年度の成果目標	74
成果目標1	児童発達支援センターの設置	74
成果目標2	保育所等訪問支援の実施	74
成果目標3	重症心身障がい児の支援事業の実施	74
成果目標4	医療的ケア児を支援する体制構築	74
第3章	障がい児支援事業	75
第1節	障害児通所支援等	75
第2節	障害児相談支援	77
第3節	発達障がい者等に対する支援	77

第4節 医療的ケア児を支援する体制構築	78
第5部 計画の進行管理と計画・推進方策の見直し	79
第1節 P D C Aサイクルの必要性	79
第2節 「伊方町障がい者計画・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計 画」におけるP D C Aサイクル	80
第3節 計画・推進方策の見直しと達成状況の公表	81
第6部 参考資料.....	82
1 伊方町障害者計画・障害福祉計画策定委員会設置要綱	82
2 伊方町障害者計画・障害福祉計画策定委員名簿	84
3 用語集	85

第1部 序論

第1章 計画策定の概要

第1節 計画策定の趣旨

伊方町（以下、「本町」という。）では、これまで、平成30年度に策定した「伊方町障害者計画・第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画」に基づき、障がい者本人のライフステージ^{*}に合わせて生活全般にわたる総合的な支援、障害福祉サービスの提供と環境整備に取り組んできました。

この間も、国では社会のあらゆる分野において、障がい者の自立支援に向けた法令の改正や社会環境の整備が進められています。

この度、障がい者を取り巻く環境や障がい者自身の意識の変化、法令改正への適切な対応、少子高齢化の進行、福祉ニーズの多様化などを踏まえ、病気や障がいの有無にかかわらず、全ての町民が安心して地域で暮らすまちづくりを目指し、令和3年度を初年度とする「伊方町障がい者計画・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画」（以下、「本計画」という。）を策定するものです。

第2節 計画の位置付け

（1）根拠法令

「伊方町障がい者計画」は、障害者基本法^{*}第11条第3項で地方自治体に策定が定められている「市町村障害者計画」であり、障がい者施策全般に関する基本的な考え方や方向性を示します。

「第6期障がい福祉計画」は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法^{*}」という。）第88条第1項で地方自治体に策定が定められている「市町村障害福祉計画」であり、障害福祉サービスの種類ごとの必要なサービス量の見込み及びその確保のための方策を示します。

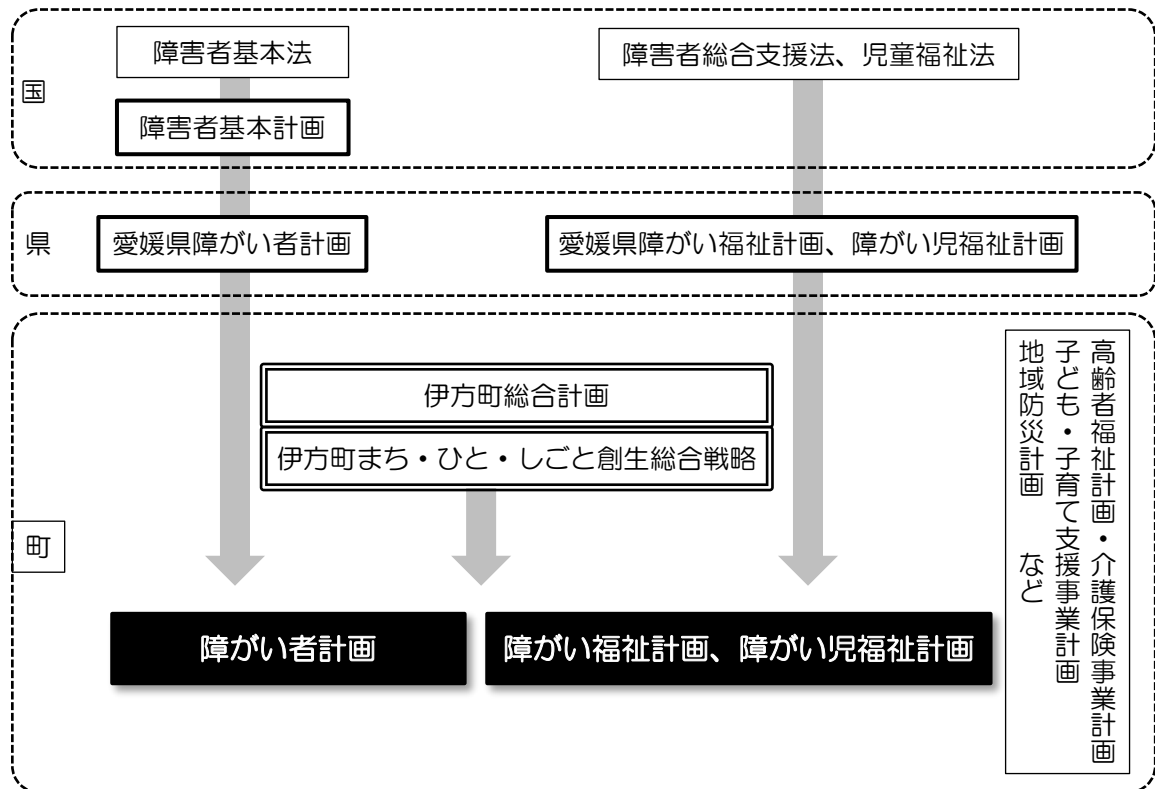
「第2期障がい児福祉計画」は、児童福祉法第33条の20第1項で地方自治体に策定が定められている「市町村障害児福祉計画」であり、児童福祉法に基づく障害児支援の提供体制の整備目標などを示します。

(2) 法令、他の計画との関係

本計画は、町政の最上位計画である「伊方町総合計画」、まちづくりの重要戦略である「伊方町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の推進に向けた、医療・福祉分野計画の一つです。

また、国の法制度や指針、県の計画、本町の諸計画との整合性を図り、策定します。

<法令、他の計画との関係>



第3節 計画の対象

本計画の対象は、平成23年に改正された障害者基本法の定義に則り、次の通りとします。

- 身体障がい
- 知的障がい
- 精神障がい
- 発達障がい※、その他の心身の機能に障がいのある方で、障がい及び社会的障壁により、継続的に日常生活、社会生活に相当な制限を受ける状態にある人

具体的には、障害者手帳所持者に加えて、手帳を所持していない難病※、てんかん、発達障がい（自閉症スペクトラム障害、学習障害など）、高次脳機能障害などを含みます。

ノーマライゼーション社会の実現に向けて、全ての町民、全ての関係者が対象となる施策・事業を含みます。

※本計画の「障がい者」の表記には、障がい児（18歳未満）、その他の対象者を含めます。（断り書きのある場合を除く）

※自閉症スペクトラム障害

自閉症は「対人関係の障がい」、「コミュニケーションの障がい」、「パターン化した興味や活動」の3つを特徴とする障がい。最近では症状が軽い人たちまで含めて、自閉症スペクトラム障害という呼び方もされている。

（参考）障害者基本法第二条「障害者の定義」

- 1 障害者とは、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- 2 社会的障壁とは、障害がある者にとって日常生活または社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

第4節 法令・制度改正の動向

国では、定期的に障がい者支援に関する法制・制度の改正を行っています。
これらの改正動向は以下の通りです。

(1) 法令などの主な改正動向

障害者虐待防止法 (H24.10.1 施行)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障がい者に対する虐待を発見した人の通報義務 ○ 虐待に関する相談窓口の整備を自治体に義務付け
地域社会における共生の実現に向けて新たな障害福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律 (H25.4.1 施行)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障害者自立支援法に代わる障害者総合支援法の制定 ○ 制度の谷間のない支援の提供 (難病) ○ 障害程度区分から障害支援区分へ改正
障害者権利条約* (H26.1.20 批准承認)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障がい者の固有の尊厳の尊重を促進
障害者差別解消法の施行 (H28.4.1 施行)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障がいを理由とする差別的取扱いの禁止 ○ 合理的配慮*の提供
成年後見制度*利用促進法 (H28.5.13 施行)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 成年後見制度利用促進委員会の設置
ニッポン一億総活躍プラン (H28.6.2 閣議決定)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障がい者、難病患者、がん患者などの活躍支援 ○ 地域共生社会の実現
発達障害者支援法の一部を改正する法律 (H28.8.1 施行)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 発達障害者支援地域協議会の設置 ○ 発達障がい者支援センターなどによる支援に関する配慮
障害者総合支援法及び児童福祉法の改正 (H30.4.1 施行)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自立生活援助の創設 (円滑な地域生活に向けた相談・助言などを行うサービス) ○ 就労定着支援の創設 (就業に伴う生活課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整などの支援を行うサービス) ○ 高齢障がい者の介護保険サービスの円滑な利用 ○ 障がい児のサービス提供体制の計画的な構築 (障がい児福祉計画の策定義務付け) ○ 医療的ケア*を要する障がい児に対する支援 (H28.6.3 施行)

(2) 国の「障害福祉計画及び障害児福祉計画の基本指針」のポイント

<p>(1) 基本指針について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「基本指針」(大臣告示)は、障害福祉施策に関する基本的事項や成果目標等を定めるもの。R2年5月に告示。 ○ 都道府県・市町村は、基本指針に即して3か年の「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」を策定。計画期間はR3～5年度
<p>(2) 基本指針見直しの主なポイント</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域における生活の維持及び継続の推進 ○ 福祉施設から一般就労[※]への移行等 ○ 「地域共生社会」の実現に向けた取組 ○ 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築 ○ 発達障がい者等支援の一層の充実 ○ 障害児通所支援等の地域支援体制の整備 ○ 相談支援体制の充実・強化等 ○ 障がいの社会参加を支える取組 ○ 障害福祉サービス等の質の向上 ○ 障がい福祉人材の確保
<p>(3) 成果目標の新規追加</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 福祉施設から一般就労への移行等 <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般就労への移行者数：R元年度の1.27倍 うち移行支援事業：1.30倍、就労A型：1.26倍、就労B型：1.23倍 ・ 就労定着支援事業利用者 ：一般就労移行者のうち、7割以上の利用 ・ 就労定着率8割以上の就労定着支援事業所 ：7割以上 ○ 障がい児支援の提供体制の整備等 <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療的ケア児支援の協議の場（都道府県、圏域、市町村ごと）の設置及び医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置（一部新） ○ 相談支援体制の充実・強化等【新たな項目】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 各市町村又は各圏域で、相談支援体制の充実・強化に向けた体制を確保 ○ 障害福祉サービス等の質の向上【新たな項目】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 各都道府県や各市町村において、サービスの質の向上を図るための体制構築

出典：厚生労働省 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針

(3) 国の障害者基本計画（第4次）の概要（平成29年度策定）

策定趣旨 位置付け	障害者基本法第11条第1項の規定に基づき、障がい者の自立及び社会参加の支援等の総合的かつ計画的な推進を図るため、政府が講ずる障がい者のための施策の最も基本的な計画に位置付けられる
計画期間	平成30年度から令和4年度までの5年間
基本原則	<p>①地域社会における共生等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会を構成する一員として、社会、経済、文化、その他あらゆる分野の活動に参加する機会の確保 ・地域社会において、他の人々と共生することを妨げられず、どこで、誰と生活するかについて選択する機会の確保 ・言語（手話を含む）、その他の意思疎通のための手段について、選択する機会の確保 ・情報の取得または利用のための手段について選択する機会の拡大 <p>②差別の禁止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者差別その他の権利利益を侵害する行為の禁止 ・社会的障壁を除去するための合理的配慮の提供 <p>③国際的な協調の下での共生社会の実現</p>
各分野に共通する横断的視点	<p>(1) 条約の理念の尊重及び整合性の確保の観点から、障がい者を施策の客体ではなく、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会に参加する主体と捉える</p> <p>(2) 社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティの向上</p> <p>(3) 当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援</p> <p>(4) 障害特性等に配慮したきめ細かい支援</p> <p>(5) 障がいのある女性、子ども及び高齢者の複合的困難に配慮したきめ細かい支援</p> <p>(6) PDCAサイクル等を通じた実効性のある取り組みの推進</p>
施策の円滑な推進	<p>(1) 協力・連携の確保</p> <p>(2) 理解促進・広報啓発に係る取り組み等の推進</p>
各分野の障害者施策の基本的な方向	<ol style="list-style-type: none"> 1 安全・安心な生活環境の整備 2 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実 3 防災、防犯等の推進 4 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止 5 自立した生活の支援・意思決定支援の推進 6 保健・医療の推進 7 行政等における配慮の充実 8 雇用・就業、経済的自立の支援 9 教育の振興 10 文化芸術活動・スポーツ等の振興 11 国際社会での協力・連携の推進

出典：内閣府 障害者政策委員会

第5節 計画の期間

計画の期間については、下表のように、障がい者施策の基本的な考え方や方向性について定める障がい者計画は、令和7年度を目標年度とした5か年とします。

また、サービス見込み量を定める障がい福祉計画及び障がい児福祉計画は、令和5年度を目標年度とした3か年とします。

平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度
障害者計画			障害者計画（前計画）		障がい者計画（本計画）					
障害福祉計画（第4期）			障害福祉計画（第5期）		障がい福祉計画（第6期）			障がい福祉計画（第7期） （次期計画）		
			障害児福祉計画（第1期）		障がい児福祉計画（第2期）			障がい児福祉計画（第3期） 次期計画		

第6節 アンケート調査結果の反映

本計画の策定に先立ち、障害者手帳等をお持ちの300人を対象にアンケート調査を行い、計画策定の参考としました。

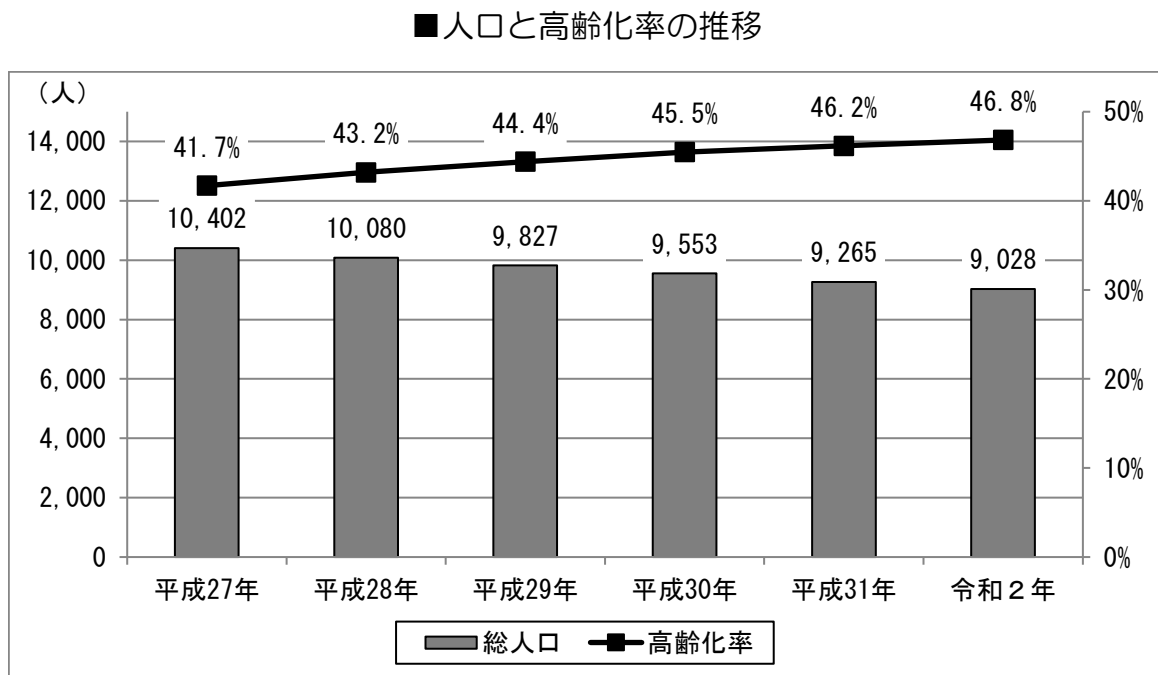
調査対象	障害者手帳等をお持ちの方 300人		
調査期間	令和2年7月21日～令和2年8月3日		
調査方法	郵送配付・回収		
配付・回収状況	配付数	回収数	回収率
	300票	135票	45.0%

第2章 障がい者などを取り巻く状況

第1節 人口の推移

本町の総人口は、ゆるやかな減少傾向が続いており、令和2年4月1日現在で9,028人となっています。

高齢化率は年々上昇し、平成26年には40%を超え、令和2年には46.8%となり、高齢化が進んでいます。



(住民基本台帳 各年4月1日現在)

第2節 障がい者などの人数

(1) 身体障がい

身体障害者手帳^{*}所持者数は、平成27年度末(28年3月31日現在、以下同様)から令和元年度末まで62人(9.8%)減少し、令和元年度末現在で571人となっています。年齢別で見ると65歳以上が477人と最も多く、全体の8割を超えています。

なお、平成27年度末と令和元年度末を比べると、65歳以上の割合は7.4%減少しています。

■身体障害者手帳所持者数の年齢別の推移

(単位：人)

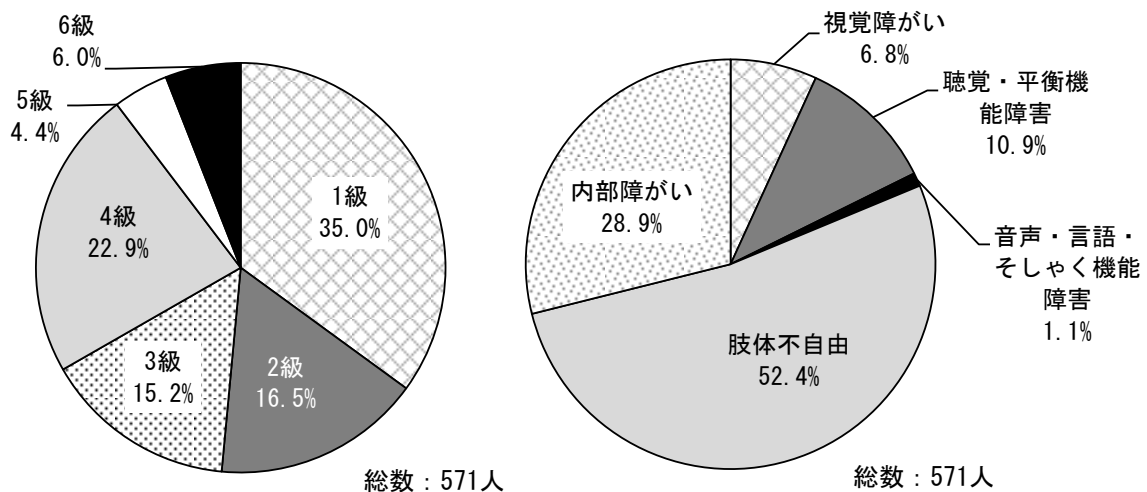
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
18歳未満	4	4	5	4	4
18～64歳	114	109	90	92	90
65歳以上	515	514	515	495	477
合計	633	627	610	591	571

(各年度3月31日現在)

令和元年度末現在の障がいの等級別をみると、1級と2級をあわせて全体の約半数(51.5%)を占めています。

障がい別で見ると、一番多いのは、肢体不自由^{*}(両上肢、両下肢、体幹、片上下肢など)(52.4%)、次いで、内部障がい(心臓、じん臓、呼吸器、膀胱・直腸、小腸の疾患)(28.9%)の順となっています。

■(左)身体障害者手帳所持者の等級別割合、(右)同 障がい別割合



(令和2年3月31日現在)

(2) 知的障がい

療育手帳*所持者数は、平成 27 年度末以降ゆるやかに減少し、令和元年度末現在で 118 人となっています。

年齢別でみると令和元年度末では 18～64 歳が 79 人と最も多く、全体の 2/3 程度を占めています。

状態別でみると、各年度とも療育手帳 A が 70 人前後、療育手帳 B が 50 人台で推移しており、ともに減少傾向となっています。

■療育手帳所持者数の年齢別の推移

(単位：人)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
18 歳未満	24	21	20	17	16
18～64 歳	95	89	84	81	79
65 歳以上	10	15	18	22	23
合計	129	125	122	120	118

(各年度 3 月 31 日現在)

■療育手帳所持者の状態別の推移

(単位：人)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
療育手帳 A	71	71	70	70	68
療育手帳 B	58	54	52	50	50
合計	129	125	122	120	118

(各年度 3 月 31 日現在)

(3) 精神障がい

精神障害者保健福祉手帳^{*}所持者数は、平成 27 年度末から令和元年度末までに 16 人増加し、令和元年度末現在で 92 人となっています。

年齢別でみると、18～64 歳が毎年度 60 人前後みられ、令和元年度末には約 7 割を占めています。なお、平成 29 年度以降では、18 歳未満の手帳所持者がみられません。

程度別をみると、一番多いのは 2 級で、毎年度 8 割以上となっています。

■精神障害者保健福祉手帳所持者数の年齢別の推移

(単位：人)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
18 歳未満	0	0	1	1	1
18～64 歳	61	63	60	58	63
65 歳以上	15	18	20	28	28
合計	76	81	81	87	92

(各年度 3 月 31 日現在)

■精神障害者保健福祉手帳所持者数の程度別の推移

(単位：人)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
1 級	9	9	10	12	11
2 級	64	69	68	70	76
3 級	3	3	3	5	5
計	76	81	81	87	92

(各年度 3 月 31 日現在)

精神疾患の治療を受けている中で、通院医療費の補助を受けている自立支援医療（精神通院医療）の受給者に、手帳を持っていない人がいます。受給者数の推移をみるとほぼ同数で推移しており、令和元年度末現在、137 人となっています。この人数は、精神障害者保健福祉手帳所持者数（92 人）の約 1.5 倍にあたります。

■自立支援医療（精神通院医療）の受給者数の推移

(単位：人)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
自立支援医療の受給者	135	133	134	139	137

(各年度 3 月 31 日現在)

(4) 難病等

治療が難しく、慢性の経過をたどる疾病はいまだ存在し、このような疾病を一般に難病と呼んでいます。ただし、完治はしないものの、適切な治療や自己管理を続けられれば、普通に生活ができる状態の人が多くなっています。

そのために現在、病気をもちながら働き続けることは、大きな社会的課題になっています。

国は、平成 25 年 4 月施行の障害者総合支援法で、障がい者の範囲に「難病等」を加え、「難病等」の人も、必要と認められた障害福祉サービス、相談支援等が受けられるようになりました。

ただし、障害福祉サービスが受けられる難病等の範囲は、政令により対象疾病が定められています。対象疾病は令和元年 7 月からは 361 疾病となっており、今後も見直しが行われます。

難病対策の中で、特定疾患*医療受給者として、原因が不明で治療方法が確立していない病を患い、治療にかかる医療費の一部を公費負担しているものがあります。

町内で対象となっている受給者数は、平成 26 年度から平成 28 年度までは 90 人を超えていましたが、平成 29 年度以降は減少し、令和元年度末には 76 人となっています。

また、国が指定した病気（小児慢性特定疾患*）の診療にかかる費用を、県で公費負担している小児慢性特定疾患の受給者数は、平成 27 年度末は 9 人でしたが、平成 28 年度末と平成 29 年度末は 6 人、平成 30 年度と令和元年度末は 8 人となっています。

■特定医療費（指定難病）受給者数、小児慢性特定疾病医療受給者数の推移

(単位：人)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
特定医療費（指定難病）受給者数	90	94	82	78	76
小児慢性特定疾病医療受給者数	9	6	6	8	8

(各年度 3 月 31 日現在)

第3節 障がい者の生活を支える地域の状況

(1) 保育、教育環境

特別支援学級^{*}は小学校4か所に5人、中学校1か所に1人在籍しています。
在籍者数は、近年は大きな変化はみられません。

■特別支援学級、障害児保育等の推移

(単位：か所、人)

	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
小学校						
特別支援学級を設置する学校数	4	3	3	3	3	4
特別支援学級児童数	7	6	5	4	3	5
通常学級での障害児対応可能学校数	3	4	5	4	4	3
中学校						
特別支援学級を設置する学校数	2	2	2	1	2	1
特別支援学級生徒数	5	7	8	5	3	1
通常学級での障害児対応可能学校数	1	1	1	1	1	1
幼稚園・保育所(園)						
障害児保育実施か所	2	3	3	2	2	1

(各年度4月1日現在)

(2) 医療体制

町内の医療機関は、国保直営診療所3か所(九町、瀬戸、串)、出張診療所1か所(大久)、民間医療施設(2か所)が相互に協力して一次医療体制を整えています。また、民間歯科診療所が4か所、開業しています。

町内に専門医療機関はありませんが、診療所にて専門医療機関と連携を図り、医療サービスの提供を行っています。

一次救急休日・夜間診療所は、一次救急として市立八幡浜総合病院別館に設置しています。病院群輪番制は、二次救急として市立八幡浜総合病院、市立大洲病院、大洲中央病院で行っています。

小児在宅当番医制は八幡浜、喜多、西予市医師会が共同し、休日における在宅当番を分担し、輪番制で実施しています。

■医療機関の状況(出張診療所を除く)

(単位：か所)

区分	伊方地域	瀬戸地域	三崎地域	合計
一般診療所	2	1	2	5
歯科診療所	2	0	2	4

(令和2年6月1日現在)

(3) 相談支援体制

本町では、障害者の相談支援を社会福祉法人伊方福祉会に委託して「伊方町障害児（者）相談センター」を開設し、一般相談を行っています。また、伊方町中央保健センターを中核として、3地域に保健センターを設置し、町民の健康支援の拠点として活動しています。また、権利擁護の相談のうち、虐待については社会福祉法人伊方福祉会に委託し「伊方町障害者虐待防止センター」、差別については保健福祉課で受け付けを行っています。

他に、町役場（本庁舎）、瀬戸支所、三崎支所、さらに障害福祉サービス事業者、保育所、小中学校、特に高齢者からの相談を中心とする地域包括支援センターや、各医療機関においても、相談を受けることができます。

各機関で解決が困難な事例については、法定化されている地域自立支援協議会※において協議します。

(4) 伊方町地域自立支援協議会

厚生労働省は、障害者総合支援法第89条の3第1項に基づき設置を求めている地域自立支援協議会について、その基本的役割を次の通りとしています。

「障害者等への支援体制の整備を図るため、関係機関等で構成される協議会の設置に努め、その協議会において、関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行う」としています。

また、「協議会の場で明らかとなった課題等を踏まえ、障害福祉サービスの提供体制の整備やインフォーマルな社会資源を含めた地域における障害者等の支援体制の整備に努めること、また、その検討にあたっては、課題別の専門部会を設置する等、地域の実情に応じた活動の活性化に向けた取り組みを行うことが必要である」としています。

本町は平成20年度に「伊方町地域自立支援協議会」を設置し、その設置要綱において次の業務を行うと定めています。地域自立支援協議会は地域の課題を発見し、課題解決に向けた検討を行っていく大切な協議の場です。

- (1) 福祉サービス利用に係る相談支援事業の中立・公平性の確保に関すること
- (2) 困難事例への対応のあり方に関すること
- (3) 地域の関係機関によるネットワーク構築等に関すること
- (4) 伊方町障害者計画及び障害福祉計画の具体化に向けた施策に関すること
- (5) その他必要な事項

第2部 障がい者計画

第1章 障がい者計画の基本方針

本町はこれまで、佐田岬半島の伝統である“合力（こうろく）の心”を尊び、町総合計画基本構想で掲げた将来像「よろこびの風薫るまち伊方」の実現を目指し、まちづくりに努めてきました。

また、「みんなが選ぶ佐田岬、しあわせ感じる佐田岬」を目指してきました。

本計画はこうした中で、障がい者福祉施策の展開を確実なものとしていくため、「基本方針」及び「基本理念」を定めます。

国や県の方針を踏まえ、継続した障がい者福祉施策の取り組みが重要であること、また、前期計画において「共生社会の実現」がうたわれており、国が目指す方向性と同一であることから、前期計画の基本方針を継承し、取り組みをより一層充実させることを目指していきます。

基本方針は以下の3つです。

方針1 障がいのある人もない人も、ともに助け合える地域社会づくり

本町は、障害の有無に関わらず、それぞれが持てる力を最大限に発揮し、誰もが地域で育ち、学び、働き、地域とつながり、さらには、1人の住民としてともに助け合える地域社会づくりを目指します。

また、障がい者・児への支援のため、地域における見守り活動や支えあい活動への町民の参加を促進するとともに、地域人材の発掘・育成に取り組みます。

そのため様々な分野で町民、事業者、町が連携・協働して、障がい者が自らの生活のあり方を主体的に選択し、行動ができる環境づくりや仕組みづくりを進めます。

障がい者・児が地域社会において、安全に安心して生活することができるよう、障害特性に配慮し、防災対策の推進や消費者被害等からの保護等を図ります。

さらに、障がい者が自立して生活するための就労の促進や雇用の安定、社会参加の促進を目指します。

方針2 安心して利用できる、障害福祉・障害児福祉サービス提供体制の確立

必要なときに支援が受けられる環境が整備されることは、自分らしい生活を送り、社会参加を実現する上で大切な基盤です。

そのためには、地域自立支援協議会の活動の活性化や、専門的な相談体制の充実と、各機関の連携が必要です。

一人ひとりの年齢や障害の状況に応じて、本人や家族が生活を維持するために必要なサービスが安定して供給され、安心して利用できるよう、サービスニーズの把握に努めるとともに、サービス提供体制の整備に努めます。

なお、障がい者のニーズに沿ったサービス提供には、保健、医療、福祉、教育の分野の連携を進めるとともに、サービスを担う専門的な人材を確保し、育成することが必要です。

方針3 障がいに対する思いやりや理解、配慮の促進

障がいのある方もない方も、お互いに尊重し合い、かけがえのない個性を持った、人としての自尊心を持って、暮らしていけることが大切です。

そのためには障がい者自身が、教育や就労、日中活動、文化、スポーツ等、多様な社会活動の場で、自らの生活・活動、サービス利用等を選択・決定できることが必要です。

本町はその土台として、障がいに対する思いやりと理解、配慮が促進されるよう、町民の福祉意識の向上に向けた取り組みを進めます。また、権利擁護の推進、成年後見制度の利用促進を図ります。

また、障がい者の自立と社会参加に関わるあらゆる場面で、障害を理由とする差別が生じることなく、権利が守られるよう障害への理解や啓発に努め、「心のバリアフリー※」の実現を目指します。

これら3つの基本方針を踏まえ、障がい者施策における基本的な考え方となる基本理念は次の通りです。

第2章 基本理念

障がい者福祉施策は、全ての町民が、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるという理念を踏まえ、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、ともにづくり、助け合い、つながっていく、共生する地域社会の実現を目指して進められる必要があります。

本計画では、このような社会の実現に向け、障がい者について、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき、社会のあらゆる活動に参加する主体として捉えています。

さらに本計画は、障がい者が自らの能力を最大限発揮し、自己実現できるように支援するとともに、障がい者の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的な障壁を除去するため、本町が取り組むべき障がい者福祉施策の基本的な方向として、基本理念を定めます。

上記の考え方と3つの基本方針から、本計画の基本理念を、前計画と同様、「ともにづくり、つながり、尊重し合うまち、伊方」とします。

■ 基本理念

ともにづくり、つながり、尊重しあうまち、伊方

第3章 計画の推進

計画の推進にあたって、障がいの有無にかかわらず、地域住民がともに助け合って暮らしていく「地域共生社会」の構築が必要です。そのため、本町は、就労や教育をはじめ、様々な分野において障がい者に配慮していく必要があります。

そして庁内では、保健・医療・福祉・教育・労働・建設・防災など、障がい者施策の推進にあたり、各課との連携が必要です。また施策が、障がい者への合理的配慮が行われているかどうかの判断が求められます。

以下、計画の推進で留意すべきことを記します。

第1節 計画の点検及び評価

【基本方針】

計画の推進にあたって、計画に盛り込んだ施策の実施状況や進捗状況について、毎年度点検し、施策の見直しや次期計画の策定に向けた評価を実施します。

点検及び評価は、保健・医療・福祉の関係機関・団体の代表者等で構成する「伊方町地域自立支援協議会」が、継続して計画を点検及び評価する機関となります。

国の基本指針見直しの中では、「障がい福祉計画」、「障がい児福祉計画」について後述するPDCAサイクルのプロセスに基づいて、分析・評価を行うように求めています。

【事業及び目標】

事業名	事業内容	目標	担当
「伊方町地域自立支援協議会」による計画の点検及び評価	<ul style="list-style-type: none">○ 関係機関・団体の代表者等で構成する「伊方町地域自立支援協議会」において、定期的に計画の点検・評価を実施します。○ 実績を把握し、国等の関連施策の動向も踏まえ、必要があると認められるときは計画の変更や見直しをします。	定期的な点検・評価と結果の公表。 障がい福祉計画については、PDCAサイクルのプロセスに基づいて分析・評価。	伊方町地域自立支援協議会 保健福祉課

第2節 専門職配置等の整備

【基本方針】

障がい者が地域で暮らし続けていくためには専門知識に基づいて支援していく必要があります。そのため、町に精神保健福祉士、社会福祉士、介護福祉士、理学療法士等の専門職の適正配置と、職員の資質向上が必要です。

また、障がい担当職員の資質向上も必要です。

【事業及び目標】

事業名	事業内容	目標	担当
専門職の配置と資質の向上	○ 精神保健福祉士、社会福祉士、介護福祉士、理学療法士等の専門職の配置と障がい関係職員の資質の向上に努めます。	専門職の確保、適正配置。	保健福祉課 保健センター 総務課

第3節 関係機関等との連携

【基本方針】

障がい者施策を推進するため、特に関係する行政組織間、保健、医療、福祉分野の関係機関との連携強化を図っていきます。

【事業及び目標】

事業名	事業内容	目標	担当
国、県及び近隣市町との連携	○ 広域的な取り組みが必要なものについて、国・県・近隣市町と連携に努めます。	連携強化による施策の推進。	保健福祉課
民間団体等との連携	○ 社会福祉法人やNPO※法人、民間団体等との連携に努めます。	各機関等の連携による施策の展開。	保健福祉課

第4節 障がい者への理解の促進と町民への周知

【基本方針】

国は、障害者権利条約の批准を受けて、平成24年10月に障害者虐待防止法、平成28年4月に障害者差別解消法を施行し、施策を進めています。

アンケート調査の中で、「普段の暮らしの中での差別」について、「とくに感じない」が44.0%でしたが、その他の方（無回答を除く28.0%）が、何らかの形で差別や偏見を感じています。その中では「まちなかでの人の視線」が13.6%と最も高い割合となっています。

本計画の達成は、より多くの町民の障がい者への理解促進と、教育・学習などの取り組みの機会の拡大が不可欠です。

【事業及び目標】

事業名	事業内容	目標	担当
啓発活動の推進	○ 講座や交流会等を開催し、特に、知的障がい、発達障がい、精神障がいなど、目に見えない障がいに関する理解への啓発活動を重点的に行います。	より多くの町民の障がい者の人権と障がいに対する理解と認識を深める。	保健福祉課 保健センター
福祉教育の充実	○ 福祉体験・交流活動の充実、学校教育全体を通しての人権教育の推進、インクルーシブ教育 [※] の推進に努めます。	児童・生徒の人権意識と福祉意識の向上。	教育委員会
地域活動など交流の充実	○ 生涯学習講座や学校教育、様々な地域活動（区長会、地域行事、スポーツなど）を通して、障がいと人権に対する正しい理解と障がい者との交流を促進していきます。 ○ 障がい者の各種行事の参加者の拡大に努め、定期的な広報活動を進めます。	町民の人権意識と福祉意識の向上。	教育委員会 社会福祉協議会
人権学習、差別禁止に向けた啓発活動の推進	○ 障がいに対する偏見や社会的排除、制約の事例紹介、差別禁止のための活動など、障がいに基づく差別に対する認識を深めるための情報発信、啓発を進めます。	障がいを理由とする直接的・間接的差別の禁止。	保健福祉課 総務課 教育委員会

第4章 障がい者施策の体系

障がい者施策の体系は、以下の通りです。

1 地域生活の支援	(1) 相談支援体制の整備	○身近な相談支援窓口の充実 ○継続的な支援体制の強化 ○地域自立支援協議会の充実 ○発達障がいの総合的な相談窓口の設置
	(2) 在宅サービス等の充実	○在宅サービスの提供
	(3) 障がい児支援の充実	○障がい児保育の充実 ○障がい児の早期療育の充実 ○日中の居場所づくりの充実
	(4) 福祉用具の普及促進と利用支援	○福祉用具の普及促進
	(5) サービスの質の向上	○サービスの質の改善
	(6) 情報・コミュニケーション	○情報提供の充実 ○公共サービス等における情報保障の推進 ○支援サービス・情報提供の充実 ○人材等の養成
	(7) 感染症流行時等緊急事態発生時の支援・連絡体制の構築	○緊急事態に備えた事前対策 ○緊急事態発生時の連絡体制
2 保健・医療対策の充実	(1) 障がいの早期発見・治療と原因となる疾病の予防	○母子保健事業による早期支援の推進 ○相談事業、訪問指導の推進
	(2) 適切な医療、リハビリテーション※、保健サービスの提供	○医療サービスの維持 ○医療費の助成 ○救急医療体制の継続
	(3) 精神保健・医療施策の充実	○精神保健・医療施策の充実
	(4) 難病に関する施策の充実	○特定疾患治療研究の普及（県事業） ○難病患者への支援の推進
3 特別支援教育の充実	(1) インクルーシブ教育システムの推進	○特別支援教育の充実 ○「個別の教育支援計画」による支援
	(2) 教育環境の整備	○保育・教育施設のバリアフリー化
4 雇用・就業、経済的自立の支援	(1) 障がい者雇用の促進	○一般就労に向けた支援
	(2) 障がい特性に応じた就労支援及び多様な就業の機会の確保	○多様な働き方への支援
	(3) 福祉的就労※の底上げ	○官民で進める工賃※の向上
	(4) 経済的自立の支援	○小規模作業所の運営支援

5 まちづくり	(1) 公共的施設と住宅の整備・改善	○住まいの確保 ○各種助成制度の適切な実施と利用促進
	(2) 人にやさしいまちづくりの意識啓発	○住宅改修費用の助成・技術的支援 ○福祉のまちづくり ○障がい者の外出促進
	(3) 移動・交通対策の推進	○道路の段差解消と交通安全施設の整備・更新 ○交通機関の不便の解消と利便性の向上
6 防災・防犯対策の推進	(1) 防災対策の推進	○避難行動要支援者 [※] の把握 ○避難行動要支援者の避難支援 ○自主防災組織 [※] の充実 ○防災意識の啓発 ○災害時における障害者意思表示カードの導入
	(2) 防犯対策の推進	○交通安全・防犯対策の推進
	(3) 消費者トラブルの防止及び被害からの救済	○消費者トラブルの防止と救済
7 福祉を支えるひとづくり	(1) 専門職員の養成・確保	○相談支援技術の向上、人材育成と確保
	(2) ボランティアの育成援助	○地域活動の活性化 ○ボランティア活動の活性化 ○児童生徒の福祉ボランティア活動の実施 ○各種団体による地域活動の実施
	(3) 研修体制の充実	○研修の開催
8 差別の解消及び権利擁護の推進	(1) 障がいを理由とする差別の解消の推進	○定期的な広報活動 ○福祉教育の充実 ○人権学習、交流活動の充実 ○差別禁止・虐待防止に向けた啓発活動の推進
	(2) 障がい者の権利擁護の推進、虐待の防止	○権利擁護制度の普及 ○虐待防止の推進
9 生きがいづくり	(1) スポーツ、文化芸術活動、障がい者の生涯学習体制の充実	○障がい者への活動支援

第5章 障がい者施策の具体的展開

第1節 地域生活の支援

(1) 相談支援体制の整備

【事業及び目標】

事業名	事業内容	目標	担当
身近な相談支援窓口の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○ 相談支援は社会福祉法人伊方福祉会に委託し、一般相談の受け付けを行います。 ○ 町役場、保健センター、町社会福祉協議会、医療機関、福祉サービス事業者などにおいて、随時、相談を受け付けます。 ○ 「心配ごと相談所」、「無料法律相談所」を開設し、相談支援を行います。 ○ 困りごとを抱え込まずに遠慮なく相談できるよう、啓発を図ります。 	身近なところで、いつでも相談支援が受けられる。	保健福祉課 保健センター 社会福祉協議会
継続的な支援体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 高齢者を対象とする介護分野と連携強化を図るため、町内3か所の高齢者を対象とした支援機関、地域包括支援センターとの一層の連携を進め、個々の実態に即した支援の実施に努めます。 ○ 今後、相談拠点として総合的な相談業務を行う「基幹相談支援センター※」は任意設置であり、その設置を、他の市町村の動向を把握しながら検討します。 	ライフステージに応じた、継続的かつ一貫した支援体制の強化。	保健福祉課
地域自立支援協議会の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○ 関係機関の協力によりネットワークを構築し、地域自立支援協議会の充実を図ります。 ○ 地域自立支援協議会は年2回程度開催し、今後は部会等の設置を図ります。 	より専門的な支援による、地域の障がい者支援の全体的な基盤強化。	保健福祉課
発達障がいの総合的な相談窓口の設置	<ul style="list-style-type: none"> ○ 発達障がい者の支援にあたっては、乳幼児期から成人期まで一貫した支援が 	個人に合った迅速かつ適切な支援。	保健福祉課 保健センター 教育委員会

	<p>有効であることから、総合相談窓口の設置を検討します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 相談を受けたときは、相談支援、教育支援、就労支援等を行い、地域において自立し、主体的な生活を築き豊かに生きていけるよう支援を行います。 		
--	---	--	--

(2) 在宅サービス等の充実

【事業及び目標】

事業名	事業内容	目標	担当
在宅サービスの提供	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障がいの重度化・重複化・高齢化に対応する、在宅での支援やサービス提供体制のあり方を協議し、ニーズに合った支援を行います。 ○ 障がい者が自己選択・自己決定により地域で暮らすためには、一人ひとりの状況に合わせて、日常生活等の支援をコーディネート※していく必要があります。 	一人ひとりの状況に合わせて、在宅支援をコーディネート。	保健福祉課

(3) 障がい児支援の充実

【事業及び目標】

事業名	事業内容	目標	担当
障がい児保育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保護者との連携を一層強め、集団保育が可能な障がい児の保育を実施します。 ○ 保育士の技術研修と適正配置を継続するとともに、「保育所等訪問支援」の実施を検討します。 ○ 近隣では保育所等訪問支援事業を行っている事業所は西予市に1か所しかないことから、制度の普及、事業者の誘致、起業の促進に努めます。 	障がい児のための、適切な保育環境の提供。	保健福祉課

障がい児の早期療育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○ 現在、町内に児童発達支援を提供できる施設が設置されていないため、町外の児童発達支援事業所を利用しています。 ○ 障がい児の早期療育を行うことが重要であるため、町内での児童発達支援事業所の設置について、検討します。 	障がい児のための、適切な療育環境の提供。	保健福祉課
日中の居場所づくりの充実	<ul style="list-style-type: none"> ○ 町内の学校に通っている障がい児は、町内にデイサービスを提供できる施設がないため、町外の放課後等デイサービスを利用しています。しかし、送迎が役場前までしかなく、平日の利用は難しいため、小学生は学童クラブを利用しています。 ○ 町外の特別支援学校※に通っている障がい児は、町内にデイサービスを提供できる施設がないため、町外の放課後等デイサービスを利用しています。 ○ 町内にサービスを提供できる事業所はありませんが、障がい児の人数が増加していることから、町内での放課後等デイサービス事業の設置について、検討します。 	障がい児が放課後や長期休業中に、安心して過ごすことができる場の確保。	保健福祉課

(4) 福祉用具の普及促進と利用支援

【事業及び目標】

事業名	事業内容	目標	担当
福祉用具の普及促進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障害者総合支援法に基づいて、障がい者に対し、日常生活の便宜を図るために給付または貸与されるもので、今後もニーズに合った福祉用具の利用促進を検討していきます。 ○ 広報紙やホームページ、相談窓口での対応などで、より一層利用の周知を図っていきます。 	障がい者の日常生活の便宜。	保健福祉課

(5) サービスの質の向上

【事業及び目標】

事業名	事業内容	目標	担当
サービスの質の改善	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障がい者が安全で質の高い障害福祉サービスを利用できるよう、サービスの質の向上に向けた取り組みを推進します。 ○ 事業、サービスについて、町が不満や苦情を受け付けたときは、事業者と調整し、サービスの改善を促します。 ○ 指定障害福祉サービス等支援に係る人材の養成、提供されるサービスに対する第三者による評価等を総合的に推進します。 	安全で質の高い障害福祉サービスの提供。	保健福祉課

(6) 情報・コミュニケーション

【事業及び目標】

事業名	事業内容	目標	担当
情報提供の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障がい者とその家族が適切な情報を適切なときに入手できるよう、町広報紙、町ホームページ、防災行政無線なども活用し、定期的な情報提供を行います。町ホームページに情報を掲載する際には、アクセシビリティチェックを行い、誰もが利用しやすいホームページの公開に努めていきます。 ○ 情報格差を生まないよう、障がい者の状態により、個別出張説明などを必要に応じて行います。 ○ 県が作成している「障がい者福祉のしおり」の配布を継続して行います。 ○ 多くの障がい者、住民に把握しやすく、理解しやすい情報発信方法を検討します。 	定期的な情報提供と、町のホームページによる広報。	各課

公共サービス等における情報保障の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 視覚、聴覚、音声・言語機能等の障がいのある人や、知的障がい、発達障がいなどの特性によるコミュニケーションの困難さを持つ人にとって、必要な情報を得たり、伝えたりすることは困難な現状があることから、日常生活及び避難所等における情報伝達手段について、検討します。 	障がい者が必要とする公共サービスについての情報を得ることができる。	保健福祉課
支援サービス・情報提供の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○ 手話通訳の配置や、手話通訳者の派遣、日常生活用具の給付等を行います。 ○ 聴覚・視覚障がいのある人への情報提供等の充実を図ります。 	障がい者が必要とする情報を得ることができ、コミュニケーションが取れる。	保健福祉課
人材等の養成	<ul style="list-style-type: none"> ○ 手話や要約筆記※、点訳・音訳など、障がい者がコミュニケーションを取るために必要な奉仕員の養成に努めます。 ○ 養成講座の受講者が少ないため、講座について効果的な情報発信方法を検討します。 	手話や要約筆記、点訳・音訳など、奉仕員の養成。	保健福祉課

(7) 感染症流行時等緊急事態発生時の支援・連絡体制の構築

【事業及び目標】

事業名	事業内容	目標	担当
緊急事態に備えた事前対策	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新型コロナウイルス感染症やインフルエンザ等の感染症流行に備えて、医療・福祉の提供体制や衛生用品の備蓄を図ります。 	緊急事態の実施体制の確立。 衛生用品の備蓄の確保。	保健福祉課
緊急事態発生時の連絡体制	<ul style="list-style-type: none"> ○ 感染症の大規模流行時や大規模災害発生時の連絡、情報共有の体制整備に努めます。 	関係機関との連絡体制の確立。	保健福祉課

第2節 保健・医療対策の充実

(1) 障がいの早期発見・治療と原因となる疾病の予防

【事業及び目標】

事業名	事業内容	目標	担当
母子保健事業による早期支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 乳幼児期の定期的な健康診査の実施と、健診時に言葉・情緒・身体発育などの相談を継続します。 ○ 健診のフォローの場として「のびのび子育て相談」を継続的に実施します。 ○ 必要に応じ、早期療育[*]や二次相談につなぎ、訪問指導を実施します。 ○ 支援充実のため、必要な人材の確保育成に努めます。 	発達の遅れなどのある子どもとその家族を支援。	保健センター
相談事業、訪問指導の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 毎年定期的に、家族教室、心の健康づくりに関する講座、心の健康相談等を実施していきます。 ○ さらに必要に応じ、個別訪問を行っています。 ○ 将来、1人暮らしの障がい者が増加することが予想されることから、庁内関係係や関係機関等と連携し、継続的に健康教室や相談事業、訪問などの事業の取り組みを行い、対応策を検討します。 	障がい者一人ひとりの生活習慣行動や生活環境を把握し、生活習慣の改善などを支援。	保健センター

(2) 適切な医療、リハビリテーション、保健サービスの提供

【事業及び目標】

事業名	事業内容	目標	担当
医療サービスの維持	<ul style="list-style-type: none"> ○ 医療機関などの協力を仰ぎ、在宅医療、リハビリテーション、かかりつけ医の普及などを行います。 ○ 町内に専門医療機関がないため、診療所にて専門医療機関と連携を図り、医療サービスの提供を行います。 	障がい者が必要とする医療サービスの提供。	保健福祉課 町民課

医療費の助成	○ 自立支援医療費支給、重度心身障害者医療費等の助成制度の周知と利用促進に取り組みます。	必要な医療を受診できるようにする。	保健福祉課
救急医療体制の継続	○ 一次救急休日・夜間診療所は一次救急として市立八幡浜総合病院別館に設置しています。 ○ 病院群輪番制は二次救急として市立八幡浜総合病院、市立大洲病院、大洲中央病院で行っています。 ○ 小児在宅当番医制は八幡浜、喜多、西予市医師会が共同して休日における在宅当番を分担して輪番制で実施しています。	町内医療機関で対応できない場合に備える。	町民課

(3) 精神保健・医療施策の充実

【事業及び目標】

事業名	事業内容	目標	担当
精神保健・医療施策の充実	○ これまでの入院医療主体から、地域における保健・医療・福祉を中心としたあり方へ転換するため、以下の点に配慮しながら、各種施策を進めていきます。 ①当事者が主体的に選択できるよう、多様なサービスの充実を図ること。 ②精神保健医療福祉施策にとどまらず、他の社会保障施策との連携を進めるとともに、国、都道府県、市町、関係機関、地域住民などの多様な主体が総合的に取り組むこと。 ③様々な心の健康問題の予防と早期対応を図ること。 ④精神疾患、精神障がい者 [*] に対する正しい理解の促進を図ること。	精神疾患、精神障がい者の施設から地域への移行。	保健福祉課 保健センター

(4) 難病に関する施策の充実

【事業及び目標】

事業名	事業内容	目標	担当
特定疾患治療研究の普及（県事業）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 町が窓口となり、「難病の患者に対する医療等に関する法律」（平成26年法律第50号）に基づき指定される指定難病（令和元年7月現在333疾病）及び、血液凝固因子障害の治療に係る医療費の患者自己負担分の公費負担制度について、普及啓発を行います。 	難病等患者の経済的負担の軽減。	保健福祉課 保健センター
難病患者への支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域で生活している在宅の重症難病患者等に対し、地域の医療機関や市及び町の福祉部門との連携のもと、訪問相談、医療相談を実施し、安定した療養生活の確保や生活の質の向上などを図ります。 ○ 難病を抱えながら生活している住民の現状把握に努めます。 	難病等患者の自立。	保健福祉課 保健センター

第3節 特別支援教育の充実

(1) インクルーシブ教育システムの推進

【事業及び目標】

事業名	事業内容	目標	担当
特別支援教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○ インクルーシブ教育の実践に努めます。 ○ 学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（AD/HD）、高機能自閉症（HA）などに配慮し、保護者との一層の連携強化、教職員の継続的な技術研修と適正配置の継続、事業者など、関係機関との連携強化を行います。 ○ 専門家による教育相談、巡回相談を実施し、心身に障がいや有する児童生徒の状況把握を行い、適正な指導に努めます。 	児童生徒一人ひとりの特性や、発達段階に応じたきめ細かな教育の実践。	教育委員会

	<ul style="list-style-type: none"> ○ 教育支援委員会を年3回開催し、児童生徒の望ましい就学指導と、その体制整備の推進を図ります。 		
「個別の教育支援計画」による支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ コミュニケーションや言語の発達、就学や進路などに悩んでいる障がい者とその家族に対し、一人ひとりに「個別の教育支援計画」の策定と評価に努めます。 ○ 保育所、保健センター等との連携を密にし、情報交換に努め、心身に障がいを有する児童生徒の教育支援を図り、個別の教育支援計画を作成します。 ○ 関係機関との連携を密にし、情報の共有を図り、障がい児への適正な支援に努めます。 	乳幼児期から学齢期にかけて、保健・医療・福祉・教育などの分野にとらわれず、一貫した支援を行う。	教育委員会

(2) 教育環境の整備

【事業及び目標】

事業名	事業内容	目標	担当
保育・教育施設のバリアフリー化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障がい児がともに学ぶことを前提に、玄関・トイレに、スロープ・段差解消・手すりの設置など、保育所と学校の施設・設備のバリアフリー化を計画的に進めます。 ○ また、トイレの洋式化については、肢体不自由な障がい児が入所・入学する施設から順次バリアフリー化を進めていきます。 	障がい児がともに学ぶためのバリアフリー化。	教育委員会 保健福祉課

第4節 雇用・就業、経済的自立の支援

(1) 障がい者雇用の促進

【事業及び目標】

事業名	事業内容	目標	担当
一般就労に向けた支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障がい者雇用を支援する各種制度を町内の企業や関係機関に広く周知し、障がい者の就労相談支援を引き続き実施します。 ○ 行政機関における法定雇用率※は未達成となっており、応募の促進や、勤務形態の柔軟化等により、法定雇用率の確保に努めます。 ○ 一般就労を目指し、福祉サービス（就労移行支援、就労継続支援A型）を活用し、一般就労に至った方が増えてきており、引き続き、ハローワークや町内の企業に啓発活動を行っていきます。 	障がい者の一般就労。	保健福祉課 総務課

(2) 障がい特性に応じた就労支援及び多様な就業の機会の確保

【事業及び目標】

事業名	事業内容	目標	担当
多様な働き方への支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 小規模作業所（2か所）の運営を継続し、八幡浜・大洲圏域障害者就業・生活支援センター（ねっとWorkジョイ）との連携強化に努め、障がい者・ケースに適した働き方を検討し支援していきます。 ○ さらに、一般就労が困難な障がい者の働く場や日中活動の場の確保に向けて、福祉サービス事業者や関係機関と協力して取り組みます。 ○ また、本人の希望により、就農を含めた働き方の選択を検討します。 	障がい者一人ひとりに適した働き方を支援。	保健福祉課 保健センター

	<ul style="list-style-type: none"> ○ 町内での障がい者の就労場所の確保、交通手段の確保について対策を検討します。 ○ 必要に応じて、就労後も定期的に関わりを持ち経過を見守ります。 		
--	---	--	--

(3) 福祉的就労の底上げ

【事業及び目標】

事業名	事業内容	目標	担当
官民で進める工賃の向上	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業所の経営安定、障がい者の自立した生活の維持に向けて、各事業所に工賃向上のための工賃向上計画を策定するように求めるなど、官民が一体となって工賃向上を推進します。 ○ さらに、本町は、障害者優先調達推進法*に基づき、障害者就労施設等が供給する物品及び役務に対する需要の増進等を図り、障害者就労施設で就労する障がい者、在宅就業障がい者等の自立の促進に資することに努めます。 	工賃の向上。	保健福祉課

(4) 経済的自立の支援

【事業及び目標】

事業名	事業内容	目標	担当
小規模作業所の運営支援	小規模作業所の運営の継続により、通所者が社会参加し、一般就労へ向けてのステップアップできるよう、支援します。	一般就労へのステップアップ。	保健センター

第5節 まちづくり

(1) 公共的施設と住宅の整備・改善

【事業及び目標】

事業名	事業内容	目標	担当
住まいの確保	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本町に近い大洲市、西予市内に障がい者のグループホームがありますが、町内には設置されていません。 ○ 障がい者が地域で自立して生活するための住まいとして、グループホーム等ができるよう、事業者の参入促進に努めます。 ○ なおグループホームができるためには、町内に買物をするところが少ないなど町内だけでの自立した生活が難しい面があり、克服するための方法を検討します。 	居住の場の確保。	保健福祉課
各種助成制度の適切な実施と利用促進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障がい者とその家族の暮らしの安定を支援するため、国、県、町、社会福祉協議会、関係機関などの各種助成制度（年金・手当の支給、税の優遇措置、交通機関の運賃割引など）の適切な実施と利用促進に取り組みます。 ○ 愛媛県発行の「障がい者福祉のしおり」を配布して各種助成制度（年金・手当の支給、税の優遇措置、交通機関の運賃割引など）について周知を行います。 ○ 保健センター、相談支援事業所と連携を図り実施しています。 	安定した暮らしへの支援。	保健福祉課

(2) 人にやさしいまちづくりの意識啓発

【事業及び目標】

事業名	事業内容	目標	担当
住宅改修費用の助成・技術的支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障がいに配慮した住環境に向けて、住宅改修費用の助成や技術的支援等による住宅のバリアフリー化を進めます。 	住環境のバリアフリー化。	保健福祉課

	○ 利用促進のため、町ホームページ等を活用し、制度の周知を図っていきます。		
福祉のまちづくり	○ 福祉施設や医療機関などの新築・改修の際に、公共的な施設のバリアフリー化を引き続き進めます。 ○ 町役場のカウンターやテーブル等、多くの障がい者が利用する設備備品等について、計画的な改善を進めます。	福祉のまちづくりの推進。	総務課 保健福祉課
障がい者の外出促進	○ 外見では分かりにくい障がい者等の外出を支援するため、関係団体や民間事業者と連携して、周囲に支援や配慮の必要性を示す「ヘルプマーク」の普及啓発に努めます。	「ヘルプマーク」の普及・浸透	保健福祉課

(3) 移動・交通対策の推進

【事業及び目標】

事業名	事業内容	目標	担当
道路の段差解消と交通安全施設の整備・更新	○ 交通安全協会等の協力を得て、道路の段差解消と、誘導ブロック、ガードレール、カーブミラーなどの交通安全施設について、必要に応じて整備・更新を進めます。	安心して歩行できる歩行者空間を確保。	総務課 建設課 産業課
交通機関の不便の解消と利便性の向上	○ 令和元年10月から運行を始めた地域巡回バスについて、利用者の意見を聴きながら、利便性の向上を図ります。 ○ 令和2年度から、高齢運転者の安全運転支援策として、後付け急発進防止装置設置費への助成を開始しており、高齢運転者の事故抑止に努めます。 ○ 通院、就労、短期入所などのため、タクシー利用等移動手段の助成について他町との動向をみながら検討します。	移動の不便解消。	総務課 保健福祉課

第6節 防災・防犯対策の推進

(1) 防災対策の推進

【事業及び目標】

事業名	事業内容	目標	担当
避難行動要支援者の把握	<ul style="list-style-type: none"> ○ 町内各地域で生活している高齢者や障がい者などの「避難行動要支援者」を対象に、「避難行動要支援者名簿」を作成し、緊急時の速やかな避難支援体制の強化を進めます。 ○ 自主防災会に依頼し、各地域の該当者の把握に努め、登録者の情報をフィードバックし、有事の際の共助活動を促しています。避難するとき、個別に支援してくれる支援者の確保について、対策を検討します。 	避難行動要支援者の最新情報の把握。	総務課 保健福祉課
避難行動要支援者の避難支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害発生時に備え、高齢者や障がい者のケアが可能な避難所の確保・提携に努めます。 ○ 災害等により避難が必要な状況になった場合、個人情報の弾力的な運用を図りながら、地区の防災組織や地域との協力のもとに進めます。 ○ 多様な避難場所の確保に努め、福祉避難所[*]の充実を図ります。 ○ 避難所では、障がい者の状態に合わせたケアの実施に努めます。 	避難行動要支援者の避難支援。	総務課 保健福祉課 保健センター
自主防災組織の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○ 避難訓練を実施する際に、障がい者とその家族に積極的に参加していただくよう、情報提供に努めます。 ○ 各地域の自主防災会ごとの温度差や、高齢化、過疎化に配慮し、避難訓練等を通じ、自主防災会と消防団の連携促進を行います。 ○ 各防災会に、防災士の育成に努めるように依頼し、資格取得のための費用を補助します。 	災害発生時、町民による迅速な避難・救助活動が行えるよう、地域による自主防災組織の活動促進。	総務課

	○ 防災体制の強化と町民相互の連帯意識の一層の醸成に努めます。		
防災意識の啓発	<ul style="list-style-type: none"> ○ 研修会、説明会への本人参加は難しいため、広報紙等による啓発を継続して進めます。 ○ 避難行動要支援者名簿作成のための聞き取り調査の際に、避難方法や支援者の把握に努めるとともに、防災意識の向上に向けた情報提供を行います。 ○ 庁内関係係や関係機関と連携し、介護方法、医療データ（通院先、常備薬等）、日常生活に必要な用具、補装具、特定の医療品等の入手方法、非常時の連絡先等を記したものを携帯するように助言を行います。 	地震や火災、風水害などの災害に関する知識の普及と防災意識の啓発。	総務課
災害時における障害者意思表示カードの導入	○ 障がい者等は、災害時には、心身に病気や障がいのない者に比べて困難な状況に置かれることから、障がい者であること、特殊なニーズがあることを伝え、意思疎通を確保するために県下で統一的に「意思表示カード」を導入するため、本町としてもその普及に努めます。	災害時に市町域を越えて障がい特性に応じた支援。	保健福祉課

（２）防犯対策の推進

【事業及び目標】

事業名	事業内容	目標	担当
交通安全・防犯対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 関係機関との連携を図りながら、交通安全や、防犯に対する啓発活動を行います。 ○ 交通安全では警察署、安全協会との連携を強化し、街頭指導等による啓発活動を行い、根気強く、啓発活動を続けていきます。 	交通事故の防止及び防犯対策。	総務課

(3) 消費者トラブルの防止及び被害からの救済

【事業及び目標】

事業名	事業内容	目標	担当
消費者トラブルの防止と救済	<ul style="list-style-type: none"> ○ 特殊詐欺や悪質商法は、手法を変えて高齢者や障がい者等を狙っていることから、障がい者とその家族に対して、トラブル防止に向けた啓発を図ります。 ○ 消費生活に関する知識の積極的な周知と、周辺の人とのかかわりに配慮し、孤立化させないこと、障がい者も含む高齢者の財産を守るため、消費生活に関する知識の普及、定期的な情報提供、救済制度の充実などを行います。 	消費者トラブルの防止と被害からの救済。	町民課

第7節 福祉を支えるひとづくり

(1) 専門職員の養成・確保

【事業及び目標】

事業名	事業内容	目標	担当
相談支援技術の向上、人材育成と確保	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障がい者とその家族に対し、早期に適切な支援ができるように、相談支援専門員、町の保健師、民生委員など各相談支援担当者の支援技術向上のために、研修情報の提供、研修費用助成などを努めます。 ○ 障がい者支援に係る、新しい担い手の確保と育成に努めます。 	早期に適切な支援ができるような専門職員を育成。	保健福祉課

(2) ボランティアの育成援助

【事業及び目標】

事業名	事業内容	目標	担当
地域活動の活性化	○ 障がい者の地域生活を支える地域活動の活性化に向けて、町広報紙や社協だよりによる活動事例の紹介、教育、学習、防災、防犯などと連動した活動の展開を進めます。	障がい者の地域生活を支える地域活動の活性化。	保健福祉課 社会福祉協議会
ボランティア活動の活性化	○ 障がいの有無にかかわらず、暮らしやすさを実現する地域福祉の推進に向けて、町と社会福祉協議会が連携します。 ○ ボランティア養成講座を開催し、各ボランティアグループの活動費について、共同募金配分金より助成し、行事等への支援も行います。	ボランティア養成講座の拡充、ボランティア活動領域の拡大。	保健福祉課 社会福祉協議会 保健センター
児童生徒の福祉ボランティア活動の実施	○ 各小・中学校の特性や年齢に応じた福祉ボランティア活動を支援します。 ○ 将来の地域を担う福祉人材の育成に向けた福祉ボランティア活動という面で、今後も検討していきます。	人権教育の一環と将来的な人材育成。	教育委員会
各種団体による地域活動の実施	○ 会員の高齢化により、活動の低迷が課題となっている中、若者のボランティア活動への参加促進に向けて、活動費の助成や人材の育成支援をはじめとする支援等を、町としてできる限り行います。	障がい者の社会参加を支援する障がい者団体や各種団体の活動の活性化。	保健福祉課 保健センター 社会福祉協議会

(3) 研修体制の充実

【事業及び目標】

事業名	事業内容	目標	担当
研修の開催	○ 民生児童委員、町関係職員及びサービス事業者を対象とした研修会を実施します。	障がい施策関係者の専門知識取得。	保健福祉課

第8節 差別の解消及び権利擁護の推進

(1) 障がいを理由とする差別の解消の推進

【事業及び目標】

事業名	事業内容	目標	担当
定期的な広報活動	<ul style="list-style-type: none"> ○ 全ての町民の人権と障がいに対する理解と認識を深めるため、各種行事などへの参加者の拡大に努めるとともに、定期的な広報活動を進めます。 ○ 町内で開催されるイベント等の場を活用し、訪れた町民に対して、広報・啓発を行います。 ○ 特に、知的障がい、発達障がい、精神障がいなど、目に見えない障がいに関する啓発につながる広報を重点的に行いながら、より一層、広報との連携を図っていきます。 	全ての町民の人権と障がいに対する理解と認識を深める。	保健福祉課
福祉教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各校の特性を活かした福祉体験・交流活動の充実と、学校教育全体を通しての人権教育の推進、インクルーシブ教育の実践に努めます。 ○ 特別支援学級と通常学級との交流や共同学習を通し、互いの違いを認め合い、思いやりの心で支え合える人間関係づくりを行います。 ○ 支援を要する児童生徒が増加の傾向である現状を踏まえ、保護者・学校・専門家等による連携を図りながら、個々の状況に応じた指導を行います。 	児童生徒の人権意識と福祉意識の向上。	教育委員会
人権学習、交流活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○ 生涯学習講座や様々な地域活動（区長会、地域行事、スポーツなど）を通して、障がいと人権に対する正しい理解と障がい者との交流を促進します。人権・同和教育地区別懇談会において、障がい者の人権をテーマにしたDVDを啓発用教材として使用し、参加者の人権意識の向上に努めます。 	全ての町民（特に成人）の人権意識と福祉意識の向上。	教育委員会

	<ul style="list-style-type: none"> ○ 人権フェスタにおいて、障がいに関する中学生の人権作文や人権学習の発表、講演を通して、人権学習の推進を図ります。 ○ 公民館活動での各種講座や地区行事に、人権学習等を取り入れるなどの工夫をしていきます。 		
差別禁止・虐待防止に向けた啓発活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障がいを理由とする直接的・間接的差別の禁止に向けて、障がいに対する偏見や社会的排除、制約の事例紹介、差別禁止のための活動などの啓発を行います。 ○ 町のホームページを通し、障がいの有無に関わらず、地域で暮らす住民同士が支え合う意識を醸成し、差別禁止・虐待防止の浸透に向けて、啓発を続けていきます。 	障がいに基づく差別や虐待に対する認識を深める。	保健福祉課

(2) 障がい者の権利擁護の推進、虐待の防止

【事業及び目標】

事業名	事業内容	目標	担当
権利擁護制度の普及	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障がい者本人、家族、町民、関係機関に対する広報や地域支援事業（障がい福祉計画）を通して、自己選択・自己決定を保障する成年後見制度や、日常生活自立支援事業※の認知度の一層の向上と利用促進を図ります。 ○ 社会福祉協議会で、福祉サービス利用援助事業を実施し、福祉サービス利用者の日常的な金銭管理のサービスを行います。 ○ 成年後見制度の活用促進については、「成年後見制度利用促進計画」に基づいて取り組むものとします。 	判断能力が不十分な障がい者の権利と財産を守る。	保健福祉課 社会福祉協議会

虐待防止の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 社会福祉法人伊方福祉会に委託している障害者虐待防止センターを中心に、差別を受けた場合などの相談体制の充実を図ります。 ○ 児童相談所との連携強化と、平成 23 年に成立した障害者虐待防止法の趣旨及び内容について、関係機関、サービス事業者、町民への周知を図ります。 ○ 虐待防止のための研修会を引き続き開催し、防止する意識を町民に広げていきます。 	障がい者虐待の撲滅。	保健福祉課
---------	--	------------	-------

第 9 節 生きがいくくり

(1) スポーツ、文化芸術活動、障がい者の生涯学習体制の充実

【事業及び目標】

事業名	事業内容	目標	担当
障がい者への活動支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域住民と障がい者のコミュニケーション活性化に向けて、お互いに挨拶をし、関心を持てるよう、啓発を図ります。 ○ 障がい者とその家族自身の積極的かつ主体的な活動を支援するため、障がい者団体、区長会、ボランティア団体との連携を強め、障がい者も参加しやすいスポーツ、文化、レクリエーション活動などの拡大を図ります。 ○ 町が実施する精神障害回復者クラブを、身近な地域で定期的に行っていきます。 ○ オレンジ会（伊方地域）、たんぽぽクラブ（瀬戸地域）、清見クラブ（三崎地域）の活動を支援します。 	自立的に生活する方法と社会性を身につけ、社会復帰を促進。	保健福祉課 保健センター

第6章 成年後見制度の利用促進 (伊方町成年後見制度利用促進基本計画)

第1節 策定の趣旨

成年後見制度を活用し、知的・精神障がい者や認知症高齢者の財産管理だけではなく、地域での日常生活等を社会全体で支えられるよう、伊方町では「成年後見制度の利用促進に関する法律」(平成28年5月施行)第23条第1項に基づく「伊方町成年後見制度利用促進計画」を策定します。

この計画の具体的な取り組みについては、地域共生社会の推進、個人の権利擁護を目指して、障がい者福祉計画、高齢者福祉計画・介護保険事業計画と一体的に進めていきます。

【課題】

知的障がい者^{*}、精神障がい者が親の死去などにより家族からの支援が受けられなくなったり、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の増加とともに、身寄りのない高齢者が認知症になったことにより、金銭管理や日常生活が困難になるケースがみられ、今後も増えてくると考えられます。

このような方々が障がい福祉・障がい児福祉サービス等の生活を支える支援を適切に受けられるよう、地域で支え合う仕組みが必要となります。

第2節 今後3年間の取り組み(令和3年度～令和5年度)

【目的】

誰もが住み慣れた地域で、地域の人々と支え合いながら、尊厳を持って、その人らしい生活を継続できることを目指します。

【目標】

権利や財産の保護を必要とする人が、成年後見制度をその人らしい生活を守るための制度として利用できる権利擁護支援の地域ネットワークを構築します。

【ネットワークの役割】

- 権利擁護支援の必要な人の発見、支援
- 早期の段階からの相談、対応体制の整備
- 意思決定支援、身上監護を重視した、成年後見制度利用の運用に資する支援体制の構築

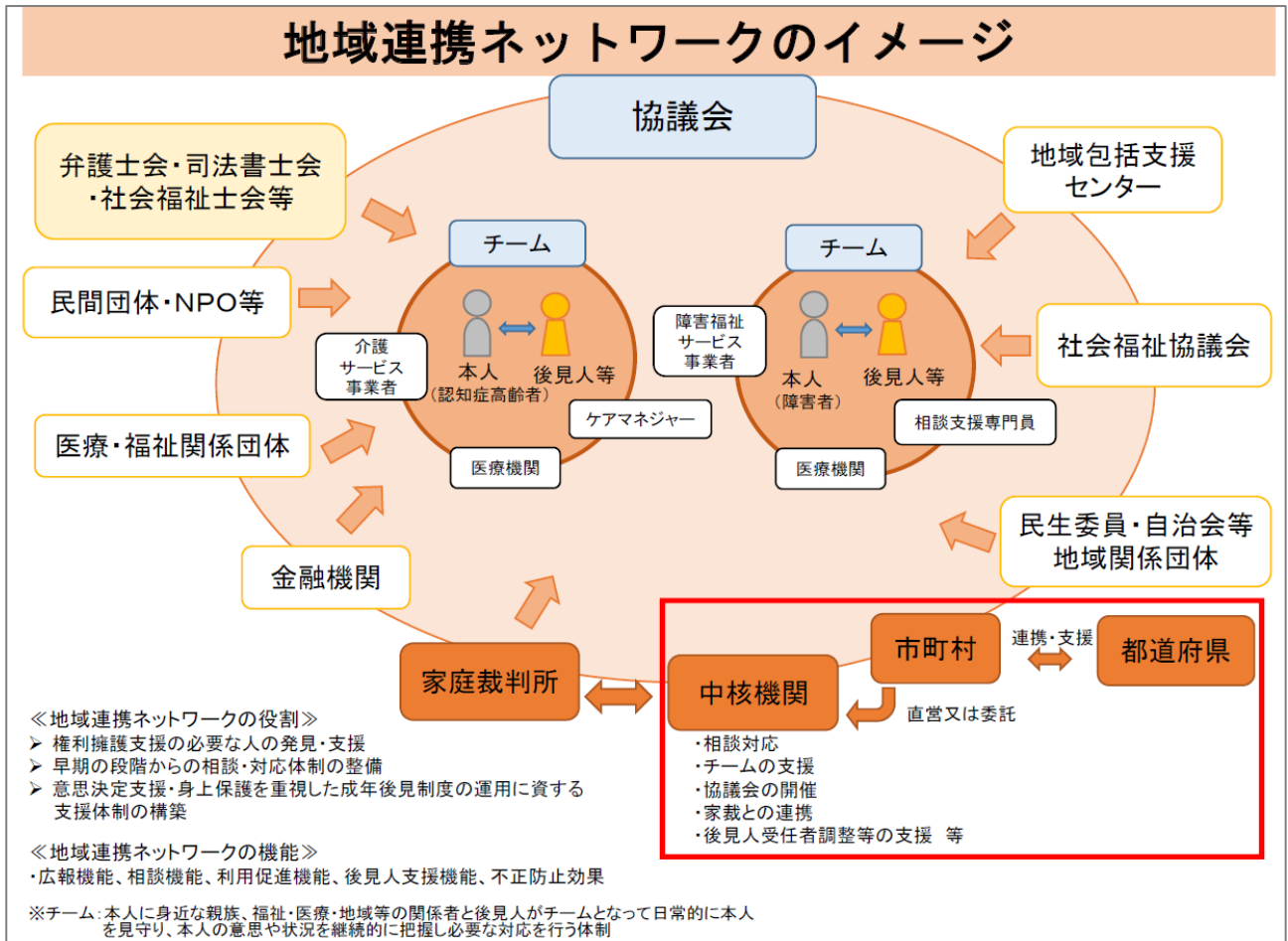
第3節 具体的な施策等の方針

【中核機関の整備、運営】

中核機関を伊方町保健福祉課または社会福祉協議会に設置し、名称を「伊方町成年後見支援センター」とします。

「伊方町成年後見支援センター」では、「司令塔機能」、「事務局機能」、「進行管理機能」の役割があり、専門職による専門的助言等の確保や、「伊方町高齢者及び障害者権利擁護ネットワーク協議会（仮）」の事務局など、地域連携ネットワークの運営・調整を担います。

■ 地域連携ネットワークのイメージ



出典：厚生労働省「成年後見制度利用促進基本計画について（3枚版概要）」

【権利擁護支援の地域連携ネットワーク及び中核機関の機能と具体的な取り組み】

① 広報機能

周りの人の気づきを向上させて、成年後見制度の利用が必要な人の早期発見につなげるために、判断能力の低下に伴って発生する問題や成年後見制度のメリット等を周知します。

なお、実施に当たっては、当事者やその家族を対象にした制度概要、相談窓口等の周知とともに、一般町民向け広報の充実を図ります。

【具体的に取り組む事項】

- ホームページ作成・広報紙への掲載
- 町施設や社会福祉法人等へのポスターの掲示
- 町民向け講演会、関係者向け研修会の実施
- チラシの作成、関係機関への配布
- 広報内容・手段の随時見直し、改善

②相談機能

相談しやすい環境を整備するために、成年後見制度に関する相談窓口を設置し、制度利用等に関する助言をする等の対応を図ります。

なお、実施に当たっては、相談者が抱えている課題やその背景を的確に把握しながら対応するとともに、対応する職員の資質向上、関係機関や専門職との連携の確立、制度利用につなげるための断続的、効果的な相談支援を図ります。

【具体的に取り組む事項】

- 常設の一般相談窓口

③成年後見制度利用促進機能

成年後見制度の利用が適当であると判断された案件について、ケース会議の場を設定・調整します。町職員、相談支援機関職員、その他関係機関が参加するほか、専門職団体に専門職の派遣を依頼し、法的、福祉的に複雑な案件に対応する環境を整えます。

【具体的に取り組む事項】

- 成年後見人等候補者の調整を行うケース会議の開催

④後見人支援機能

十分な研修や組織的な支援を受けることができない親族後見人等が一人で悩みや問題を抱えないようにするために、日常的な相談に対応するとともに、本人の判断能力に変化があった場合など、適切な支援を継続できるように、支援チームからの相談にも対応します。

なお、実施に当たっては、親族後見人等からの日常的な相談にも対応するほか、後見人支援のために専門的知見が必要であると判断された場合の専門家の参加依頼、家庭裁判所との連絡調整を図ります。

【具体的に取り組む事項】

- 常設の一般相談窓口
- 本人の能力や生活環境、支援関係者との関係性の変化を把握し、権限の妥当性や後見人の追加・交代を検討する必要がある場合、ケース会議を開催する。

⑤不正防止

親族や後見人等の理解不足、知識不足による不正や意図的な不正行為の予防、早期発見につながるよう、後見人等と密な状況確認や情報提供、相談対応を行います。

【具体的に取り組む事項】

- 地域連携ネットワークによる情報提供、現状把握
- 不正事例の情報収集、情報発信

【チーム・協議会での具体化の方針】

チームでは、既存の障害福祉サービスや介護保険担当者会議に後見人が加わり、日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し、必要な対応を行います。

「伊方町高齢者及び障がい者権利擁護ネットワーク協議会（仮）」では、後見等開始の前後を問わず、「チーム」に対し法律・福祉の専門的助言等、必要な支援を行います。

第4節 成年後見制度の利用に関する助成

【障がい者（地域生活支援事業補助金）】

- 対象者：成年後見制度の利用が必要な知的障がい者、精神障がい者
- 助成対象経費：町長申立による成年後見制度の申し立てに要する経費
低所得者が負担する後見人等への報酬の全部又は一部

【高齢者（介護保険事業における地域支援事業）】

- 対象者：成年後見制度の利用が必要な65歳以上の高齢者
- 助成対象経費：町長申立による成年後見制度の申し立てに要する経費
低所得者が負担する後見人等への報酬の全部又は一部

第5節 計画の評価、見直し

障がい者計画、高齢者福祉計画・介護保険事業計画の見直しと合わせ、3年ごとに「伊方町高齢者及び障がい者権利擁護ネットワーク協議会（仮）」等の意見を聴き、計画の評価を行い、計画を見直すものとします。

第3部 障がい福祉計画【第6期】

第1章 計画の指針

「障がい福祉計画」は第5期の基本方針を継承しつつ、第2部第1章の「障がい者計画の基本方針」に基づき、現行の法制度や国の基本指針を踏まえ、以下の4つの基本方針を掲げ、その実現を目指します。

1 自己実現のため、自分で選択と決定ができる環境づくり

自己の尊重と自己実現のため、障がいの種別や必要とされる支援の度合いにかかわらず、障がい者が居住場所や受けるサービス・支援を選択・決定し、社会参加の実現を図っていくことができる環境づくりを進めます。

2 町民と行政の協働によるきめ細かなサービスの提供

条約批准で求められている合理的配慮にしたがい、町は中心的な実施主体として、町民や社会福祉法人、医療法人、企業、NPO、障がい者団体など、様々な機関、関係者と情報を交換し、地域の福祉資源を最大限に活用しながら、きめ細かなサービスを提供します。

また、地域間のサービスの均等化に努めます。

3 地域生活移行の推進と就労支援の強化

障がい者の自立支援の観点から、地域生活移行のサービスを提供し、充実させ地域生活への移行を進めるようにします。働くことによる自己実現と自立支援の観点から、就労支援を図ります。

4 県・広域と連携した基盤整備

国は、障害福祉サービスの実施主体は市町村を基本とし、障がい者が地域でサービスを利用できるよう、基盤整備を求めています。

本町では、県と連携しながら、本町だけではなく八西地域を網羅したサービス基盤の整備により、現在不足しているサービスの供給確保を目指します。

第2章 令和5年度の成果目標

(成果目標項目は国の指針に準じる)

成果目標1 施設入所者の地域生活への移行

国の方針は、令和5年度末時点の施設入所者の削減と、令和元年度末時点の施設入所者数から一定割合で地域移行者を増やすことを数値目標として定めています。

本町では、国の方針を念頭に置き、地域生活移行の環境づくりに努めます。

項目	実績
令和元年度末時点の入所者数 (A)	40人



【目標】

項目	目標	国の考え方
令和5年度末の施設入所者数 (B)	37人	
削減見込数 (A - B) (削減率)	3人 (7.5%)	令和5年度末時点の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減することを基本とする。
【目標値】 地域生活移行者数 (施設入所からグループホームなどの 地域生活へ移行する人数)	1人 (2.5%)	令和5年度末時点で、令和元年度末の施設入所者数の6%以上を地域生活へ移行を基本とする。 (前回計画の未達成がある場合は、その割合を追加する。)

成果目標 2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

(1) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた協議の場の設置

国は、市町村を中心に当事者及び保健・医療・福祉に携わる者を含む様々な関係者が情報共有や連携を行う体制が構築できるよう、令和5年度末までにすべての市町村に体制関係者協議の場を設置することを方針としています。

本町では、既に協議の場を設置済みであり、今後も効果的な実施、運営に努めていきます。

【目標】

項目	概要	目標
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の場の1年間の開催回数の見込みを設定する。	年4回
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、保健、医療、福祉、介護、当事者及び家族等の関係者ごと（医療にあつては、精神科及び精神科以外の医療機関別）の参加者数の見込みを設定する。	14人
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の場における目標設定及び評価の実施回数の見込みを設定する。	年1回
精神障がい者の地域移行支援利用者数	現に利用している精神障がい者の数、精神障がい者等のニーズ、入院中の精神障がい者のうち地域移行支援の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。	1人
精神障がい者の地域定着支援利用者数	現に利用している精神障がい者の数、精神障がい者のニーズ、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に地域定着支援の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。	1人
精神障がい者の共同生活援助利用者数	現に利用している精神障がい者の数、精神障がい者のニーズ、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に共同生活援助の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。	5人
精神障がい者の自立生活援助利用者数	現に利用している精神障がい者の数、精神障がい者のニーズ、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に自立生活援助の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。	1人

成果目標3 地域生活支援拠点等の整備

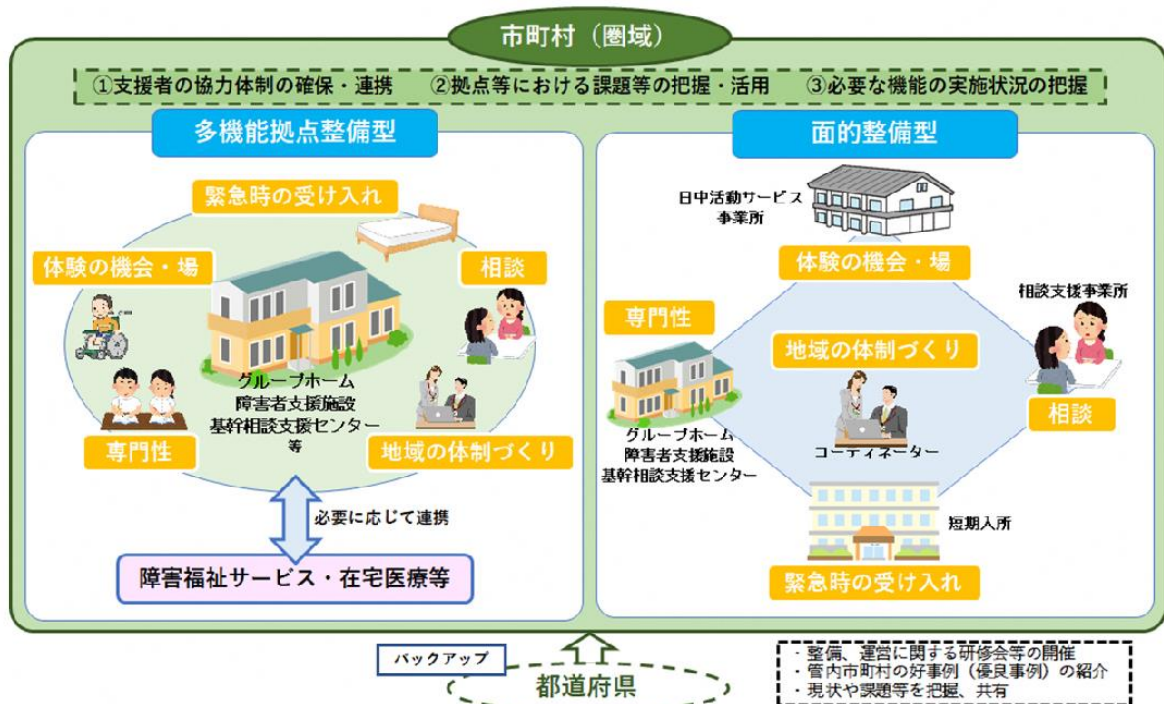
目標は「障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた地域生活支援拠点[※]等の整備」であり、国の方針は、「令和5年度末までに各市町村又は圏域に少なくとも一つ整備することを基本とする」としています。

本町では、町内に1拠点の整備を目指します。

●地域生活支援拠点等の整備手法（イメージ）

※あくまでも参考例であり、これにとらわれず地域の实情に応じた整備を行うものとする。

各地域のニーズ、既存サービスの整備状況など各地域の個別の状況に応じ、協議会等を活用して検討。



成果目標 4 福祉施設からの一般就労移行

(1) 一般就労移行

国の方針は、福祉施設の利用者から一般就労した人数を平成 28 年度実績から一定割合で増やすことを数値目標として定めています。

本町では、国の方針を念頭に置き、一般就労移行の環境づくりに努めます。

項目	実績
令和元年度の一般就労移行者数	2 人



【目標】

項目	目標	国の考え方
令和 5 年度末の一般就労移行者数 (実績に対する目標割合)	3 人 (150.0%)	令和 5 年度末までに令和元年度実績の 1.27 倍以上の一般就労への移行実績を達成することを基本とする。
うち就労移行支援事業	2 人	令和元年度実績 (1 人) の 1.3 倍以上
就労継続支援 A 型事業	1 人	令和元年度実績 (0 人) の 1.26 倍以上
就労継続支援 B 型事業	0 人	令和元年度実績 (0 人) の 1.23 倍以上

(2) 一般就労に移行する者のうち、就労定着支援事業を利用する者の割合

令和 3 年度から導入される一般就労に移行する就労定着支援の目標です。国は、就労定着支援の活用により、一般就労に移行することを進めています。

本計画では、これまでの実績から令和 5 年度末までに就労定着支援事業の利用者が 50%以上になることを目指します。

【目標】

項目	目標	国の考え方
【目標値】 一般就労に移行する者のうち、就労定着支援事業を利用する者の割合	50%	令和 5 年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7 割が就労定着支援事業を利用することを基本とする。

(3) 就労定着支援事業所のうち、就労定着率が 8 割以上の事業所

令和 3 年度から導入される就労定着支援の目標です。国では就労定着支援事業の就労定着率を一定割合以上にすることを目指しています。

本町では、令和 2 年度現在、就労定着支援の利用者がなく、今後の利用見込みも令和 4 年度以降になると見込まれることから、本計画での目標値設定は行わないものとします。

成果目標5 相談支援体制の充実・強化等

相談支援体制について、地域生活支援拠点等が有する拠点5機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受入れ・対応、専門性、地域の体制づくり）の更なる整備と連携し、充実・強化等に取り組めます。

【目標】

項目	目標	国の考え方
障がいの種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施	実施	令和5年度末までに、各市町村または各圏域において、相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とする。
専門的な指導・助言件数	5件	
人材育成の支援件数	1件	
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	3回	

成果目標6 障害福祉サービス等の質の向上に係る目標

障害福祉サービス等が多様化するとともに、多くの事業者が参入している中、改めて障害者総合支援法の基本理念を念頭に、その目的を果たすためには、利用者が真に必要なとする障害福祉サービス等の提供を行うことが重要です。そのため、国は、都道府県及び市町村に、障害者総合支援法の具体的内容を理解するための取組を行い、障害福祉サービス等の利用状況を把握し、障がい者等が真に必要なとする障害福祉サービス等が提供できているのか検証を行うことが望ましいとしています。また、自立支援審査支払等システム等を活用し、請求の過誤を無くすための取組や適正な運営を行っている事業所を確保することが必要となります。

そこで、これらの取組を通じて利用者が真に必要なとする障害福祉サービス等を提供していくため、令和5年度末までに、以下の取り組みを実施するための体制構築を進めていきます。

【令和3～5年度の目標】

項目	概要	目標
障害福祉サービス等に係る各種研修の活用	都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数	6人
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及び実施回数	実施体制：あり 実施回数：1回

第3章 障害福祉サービス

第1節 利用見込みの基本的な考え方

第6期計画期間における各サービスの利用見込みは、これまでの障がい別の利用実績を基本に、利用者数の変動とサービス利用意向を踏まえて想定します。

なお、障がい者数推計を基に利用率などを用いて統計的に見込む方法もありますが、本町のように小規模自治体では統計的に算出される数値の誤差が大きいため、一般的には用いません。また、人口推移と障害者手帳交付者数の関連性も有意とはいえないことから、これまでの実績を基本にした上記の考え方で想定します。

■障害福祉サービス分類

障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスは下表の5つに分類され、障害支援区分の認定を受けた障がい者が障害福祉サービスの対象となります。

サービス事業所は、障害者総合支援法に基づく指定を受ける必要があります。

訪問系サービス 障がい者の自宅に訪問して行うサービス	居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援
日中活動系サービス 昼間の活動を支援するサービス	(1) 生活介護
	(2) 自立訓練（機能訓練、生活訓練、宿泊型）
	(3) 就労移行支援
	(4) 就労継続支援（A型、B型）
	(5) 就労定着支援
	(6) 療養介護
	(7) 短期入所
居住系サービス 地域での生活基盤である居住の場を提供するサービス	(1) 自立生活援助 (2) グループホーム（共同生活援助） (3) 施設入所支援
相談支援	サービス利用計画の作成 地域移行を支援するサービス
その他サービス	身体機能を補う補装具費の給付 自立支援医療費の支給

第2節 訪問系サービス

■サービス概要

訪問系サービスには、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援があります。

居宅介護は、ヘルパーを派遣し、自宅で入浴、排泄、食事などの介護、調理、洗濯及び掃除などの家事、生活等に関する相談及び助言、その他生活全般にわたる援助を行います。

重度訪問介護は、重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排泄、食事などの介護、外出時における移動支援などを総合的に行うもので、入院した医療機関においての支援も可能となります。

同行援護は、重度の視覚障がいや移動に困難を有する障がい者などに対し、移動時及びそれに伴う外出先での援護を行います。

行動援護は、自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。

重度障害者等包括支援は、介護の必要性がとて高い人に、居宅介護など複数のサービスを包括的にを行います。

■サービスの利用見込み、サービスの確保策

居宅介護を中心に利用があり、重度訪問介護、同行援護も利用されています。行動援護は、近年利用実績がみられません。また、重度障害者等包括支援は提供する事業所がありません。

今後は、居宅介護と同行援護の利用者は令和2年度と同程度、重度訪問看護は1人減少を見込みます。

サービスの提供にあたっては、サービスの質の維持・向上、ヘルパーの育成などに一層努めます。

サービス	単位	第5期計画			第6期計画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護 重度訪問介護	時間分	556	639	546	564	564	564
同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	人	13	17	20	19	19	19

(単位は1か月あたりの利用時間、利用人数)

※令和2年度は見込み

第3節 日中活動系サービス

(1) 生活介護

■サービス概要

生活介護は、常に介護を必要とする人に、日中の間、入浴、排泄、食事の介護などを行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。

■サービスの利用見込み、サービスの確保策

利用者は令和2年10月現在、60人がサービスを利用しています。

今後も障がい者の高齢化や家庭環境が変化することを想定し、利用者、利用日数ともに増加することを見込みます。

そのため、利用者の増加に対応できるよう、計画的なサービスの提供とともに、サービスの質の維持・向上などに一層努めます。

サービス	単位	第5期計画			第6期計画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護	人日分	1,185	1,182	1,186	1,204	1,224	1,243
	人	58	61	61	62	63	64

(単位は1か月あたりの利用日数、利用人数) ※令和2年度は見込み

(2) 自立訓練（機能訓練、生活訓練、宿泊型）

■サービス概要

自立訓練は、自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の向上のために必要な訓練を行います。

機能訓練は身体障がい者※、生活訓練と宿泊型は知的障がい者と精神障がい者が対象の事業です。

■サービスの利用見込み、サービスの確保策

生活訓練は、令和2年10月現在、1人が「しげのぶ清愛園」でサービスを利用しています。

今後は、令和2年度（見込み）の1人から1人増えて、2人の利用を見込むものとします。

そのため、計画的なサービスの提供とともに、サービスの質の維持・向上に一層努めます。また、利用者への情報提供に努めます。

サービス	単位	第5期計画			第6期計画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立訓練（機能訓練）	人日分	0	0	0	0	0	0
	人	0	0	0	0	0	0
自立訓練（生活訓練）	人日分	1	4	3	15	15	15
	人	1	1	1	2	2	2

（単位は1か月あたりの利用日数、利用人数） ※令和2年度は見込み

（3）就労移行支援

■サービス概要

就労移行支援は、一般企業などへの就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

■サービスの利用見込み、サービスの確保策

令和2年10月現在、6人がサービスを受けています。

内訳は「ワークいかた」が4人、「ミライズ」が2人となっています。

今後は、特別支援学校の卒業予定者数を基に、毎年度の利用者数を想定します。

今後のサービスの提供にあたり、広域的な調整を図りながら、サービス事業者の確保とサービスの質の向上に一層努めます。

サービス	単位	第5期計画			第6期計画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
就労移行支援	人日分	40	50	77	96	45	36
	人	2	3	5	5	3	2

（単位は1か月あたりの利用日数、利用人数） ※令和2年度は見込み

(4) 就労継続支援（A型、B型）

■サービス概要

就労継続支援（A型、B型）は、一般企業などでの就労が困難な障がい者に働く場を提供しながら、知識や能力向上に必要な訓練を行うサービスです。

A型は事業者との雇用契約があるサービス（最低賃金を保障）、B型は雇用契約をしない従来の授産施設や作業所のような形態のサービスです。

■サービスの利用見込み、サービスの確保策

令和2年10月時点の利用者数は、A型で3人、B型で21人となっています。事業所は町内だけではなく、近隣の八幡浜市や大洲市などの事業所を利用しています。

今後は、特別支援学校の卒業予定者数、障がいの状況を基に、各年度の利用者数を想定します。

今後のサービスの提供にあたり、広域的な調整を図りながら、サービス事業者の確保とサービスの質の向上に一層努めます。

また、精神障がい者の利用者が、病状の悪化を理由に利用を中止する例がみられることから、利用の継続に向けた対策に努めます。

サービス	単位	第5期計画			第6期計画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
就労継続支援（A型）	人日分	49	38	55	54	54	54
	人	3	2	3	3	3	3
就労継続支援（B型）	人日分	467	472	441	432	468	486
	人	24	25	23	24	26	27

（単位は1か月あたりの利用日数、利用人数）

※令和2年度は見込み

(5) 就労定着支援

■サービス概要

就労定着支援は、平成 30 年度に始まったサービスで、生活介護、自立訓練、就労移行支援または就労継続支援の利用を経て一般就労へ移行した障がい者で、就労に伴う環境変化により、生活面の課題が生じている障がい者を対象とします。

支援内容は、障がい者との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関（障害者就業・生活支援センター、医療機関、社会福祉協議会など）との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けた支援を実施します。

具体的には、企業や自宅への訪問や障がい者の来所により、生活リズム、家計や体調の管理等に関する課題を把握し、解決に向けて企業や関係機関と必要な連絡調整や指導・助言などの支援を行います。

■サービスの利用見込み、サービスの確保策

平成 30 年度、令和元年度に 1 人の利用がありましたが、令和 2 年度は 0 人となっています。

今後は、令和 4 年度以降に 1 人の利用を見込みます。

今後のサービス提供に当たり、事業所と関係機関の連携を図り、利用者の要望に対応する事業を実施するとともに、普及啓発に努めます。

サービス	単位	第 5 期計画			第 6 期計画		
		平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
就労定着支援	人	1	1	0	0	1	1

(単位は 1 か月あたりの利用人数)

※令和 2 年度は見込み

(6) 療養介護

■サービス概要

療養介護は、医療を要する障がい者で常時介護を必要とする人に対し、主として昼間において、病院などで行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話をを行います。

■サービスの利用見込み、サービスの確保策

これまで、対象者の特性から該当者はなく、利用実績はありません。

今後も、利用者は見込まないものとします。なお、利用希望を受けたときは、広域的な調整を図りながら、サービス事業者の確保とサービスの質の向上に一層努めます。

サービス	単位	第5期計画			第6期計画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
療養介護	人	0	0	0	0	0	0

(単位は1か月あたりの利用人数) ※令和2年度は見込み

(7) 短期入所

■サービス概要

短期入所(ショートステイ)は、自宅で介護する人が病気の場合などに、施設において、宿泊を伴う短期間の入浴、排泄、食事の介護などを行います。

障害者支援施設などにおいて実施する福祉型、病院、診療所、介護老人保健施設において実施する医療型があります。

■サービスの利用見込み、サービスの確保策

令和元年度には、6人、57人日の実績がありました。なお、近隣では八幡浜市に1か所、大洲市に2か所、西予市に4か所の計7か所の施設がありますが、利用者数に大きな推移はありません。

今後は、福祉型は年々利用者数が増加しますが、医療型は近年の実績と同様、利用者を見込まないものとします。

今後のサービスの提供にあたり、広域的な調整を図りながら、サービス事業者の確保とサービスの質の向上に一層努めます。

サービス	単位	第5期計画			第6期計画		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
短期入所（福祉型）	人日分	50	57	46	54	65	46
	人	3	6	5	5	6	7
短期入所（医療型）	人日分	0	0	0	0	0	0
	人	0	0	0	0	0	0

（単位は1か月あたりの利用日数、利用人数） ※令和2年度は見込み

第4節 居住系サービス

(1) 自立生活援助

■サービス概要

自立生活援助は、平成30年度に始まったサービスで、障害者支援施設やグループホームなどを利用していた人で、1人暮らしを希望する障がい者を対象としています。

支援内容は、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障がい者の理解力や生活力を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を実施します。

具体的には、定期的に利用者の居宅を訪問し、生活の様子を確認し、必要な助言や医療機関などとの連絡調整を行います。利用者からの相談・要請があった際は、訪問、電話、メール等による随時の対応も行います。

■サービスの利用見込み、サービスの確保策

近隣に事業所が設置されておらず、利用者も0人となっています。

今後も、事業所の確保を目指しますが、当面は利用者を見込まないものとします。

サービス	単位	第5期計画			第6期計画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立生活援助	人	0	0	0	0	0	0

(単位は1か月あたりの利用人数)

※令和2年度は見込み

(2) 共同生活援助（グループホーム）

■サービス概要

共同生活援助は、夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助、必要に応じて介助などを行います。

■サービスの利用見込み、サービスの確保策

近隣のグループホームは、大洲市に4か所、西予市に3か所の計7か所、定員は合計110人と少ないため、利用実績は少ない水準となっています。

令和2年10月現在、8施設に12人が利用しています。

今後は、着実に増加している実績に加え、施設入所支援からの移行などを想定します。

サービスの提供にあたり、サービスの質の向上と退院可能な精神障がい者の受け入れを考慮し、着実なサービスの提供に努めます。

サービスの見込み量は、毎年1人の利用者数増加を想定します。

サービス	単位	第5期計画			第6期計画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
共同生活援助 (グループホーム)	人	13	13	12	12	13	14

(単位は1か月あたりの利用人数)

※令和2年度は見込み

(3) 施設入所支援

■サービス概要

施設入所支援は、福祉施設で暮らす人が生活する上で必要なサービスを提供します。

■サービスの利用見込み、サービスの確保策

令和2年10月現在、17施設に40人が利用しています。

障害程度区分は、区分4が5人、区分5が13人、区分6が22人となっています。

今後は、施設から地域生活への移行を進める国の方針も勘案して利用者を見込みます。

また、計画的なサービスの提供とともに、サービスの質の維持・向上、ヘルパーの育成などに一層努めます。

サービス	単位	第5期計画			第6期計画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
施設入所支援	人	41	40	39	39	38	37

(単位は1か月あたりの利用人数)

※令和2年度は見込み

第5節 相談支援

■サービス概要

相談支援には3つのサービスがあります。

計画相談支援は、障害福祉サービスを利用する、全ての障がい者及び地域相談支援を利用する障がい者を対象に、支給決定を行う際にサービス利用計画を作成するとともに、一定期間後にサービスの利用状況を検証（モニタリング）し、サービス事業所との連絡調整などを行い、サービス利用計画の見直しを行います。

地域相談支援（地域移行支援）は、障害者施設入所の障がい者や入院中の精神障がい者などを対象に、住居の確保及び地域生活に移行するための活動に関する相談支援を行います。

地域相談支援（地域定着支援）は、施設・病院からの退所・退院、家族との同居から1人暮らしに移行した人、地域生活が不安定な人などを対象に、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因した緊急事態に対する相談や緊急訪問、緊急対応などの支援を行います。

■サービスの利用見込み、サービスの確保策

計画相談支援（サービス利用計画作成）の利用者は令和2年度（見込み）で月23人です。また、地域相談支援（地域移行支援）と地域相談支援（地域定着支援）では見込みはありません。

今後は、各支援とも、サービス利用者数の動向により、各年度の利用者数を想定し、サービス利用や地域移行の希望を的確に把握しながら、計画的なサービスの提供に努めます。

また、相談支援専門員の資質向上と質の高いサービス提供への支援に取り組みます。

サービス	単位	第5期計画			第6期計画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	人	16	17	23	20	22	23
地域相談支援 (地域移行支援)	人	1	1	0	0	0	1
地域相談支援 (地域定着支援)	人	0	0	0	0	0	1

(単位は1か月あたりの利用人数)

※令和2年度は見込み

第6節 その他サービス

■サービス概要

その他サービスには2つのサービスがあります。

「補装具費給付」は、身体障害者手帳の交付を受けた方で、障がいの部位について必要と認められた方を対象に、身体機能を補う義肢や装具、車いすなどの用具を購入・修理する際にかかる費用を給付又は貸与するサービスです。視覚障がい、聴覚障がい、肢体不自由により、必要な補装具の購入、または修理を必要とするときに申請し、利用できます。

「自立支援医療費給付」は、身体に障がいのある児童の健全な育成と生活能力を得るために必要な医療（育成医療）、身体障がい者の自立と社会参加と更生のために必要な医療（更生医療）、精神障がいの適正な医療のために通院で受ける精神医療（精神通院医療）にかかる障がい程度の軽減・除去のための治療に係る医療費を助成するサービスです。

■サービスの利用見込み、サービスの確保策

補装具費給付と自立支援医療費支給ともに、利用者からの申請を受けて、適正に給付してきました。両サービスとも、年間20～30件程度の利用実績があります。

今後も、サービスの周知を図りながら、適切な給付を実施します。

第4章 地域生活支援事業

障害者総合支援法では、障害福祉サービスとともに、地域生活支援事業^{*}を定めています。この事業は、必須事業（全国の市町村で実施する事業）と任意事業（市町村が地域の実情に応じて実施する事業）に分類されます。

○地域生活支援事業の種類

必須事業 （全国の市町村で実施する事業）	(1) 理解促進研修・啓発事業
	(2) 自発的活動支援事業
	(3) 相談支援事業
	(4) 成年後見制度利用支援事業
	(5) 成年後見制度法人後見支援事業
	(6) 意思疎通支援事業
	(7) 日常生活用具給付等事業
	(8) 手話奉仕員養成研修事業
	(9) 移動支援事業
	(10) 地域活動支援センター事業
任意事業 （市町村が地域の実情に応じて実施する事業）	(1) 日中一時支援事業
	(2) 障害者虐待防止対策支援事業

なお、各事業の利用見込み及び確保の方策については、「第3章 障害福祉サービス 第1節 利用見込みの基本的な考え方」と同様です。

第1節 必須事業

(1) 理解促進研修・啓発事業

障がい者が日常生活及び社会生活をする上で生じる「社会的障壁」をなくすため、障がい者及び家族向けのフォーラムや研修会、民生委員・児童委員や保健協力員への研修会などの機会を通じ、町民に対して障がいへの理解をさらに深めるため、周知活動や広報活動、研修会などを行う事業です。

また、地域におけるあらゆる活動（地域行事、学校行事、福祉、防災、環境、スポーツなど）に障がい者が参加できるよう、主催団体の理解を深めるとともに、障がい者の参加しやすい環境づくりなどが挙げられます。

今後も、障がい者が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障がい者への理解を深めるための研修・啓発事業を通じて地域住民への働きかけを強化することにより、共生社会の実現を図ります。

(2) 自発的活動支援事業

障がい者やその家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など）を支援する事業です。

今後も、自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がい者、その家族、地域住民等ボランティア団体による自発的な取り組みを支援することにより、共生社会の実現を図ります。

(3) 相談支援事業

相談支援事業は、障がい者の自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がい者やその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のための援助を行う事業です。なお、相談支援事業所は、社会福祉法人伊方福祉会に委託して実施しています。

今後も現行体制を継続して実施します。

住宅入居等支援事業^{*}は、保証人がいないなどの理由で賃貸住宅への入居が困難な人に対して入居に必要な調整などにかかわる支援です。

今後も現行体制を継続し、きめ細かな相談への対応、相談窓口の周知や訪問、巡回による相談の受け付け、迅速な情報提供、障害福祉サービスの利用支援などを実施します。

事業	単位	第5期計画			第6期計画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①障害者相談支援事業	か所	1	1	1	1	1	1
②基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	無し	無し	無し	無し	無し	有り
③住宅入居等支援事業	実施の有無	有り	有り	有り	有り	有り	有り

※令和2年度は見込み

(4) 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の申し立てに要する経費及び後見人などの報酬の全部または一部を助成します。

第5期計画期間の利用実績はありませんが、成年後見制度の利用促進を図ることで、計画期間内の利用を見込むものとします。

事業	単位	第5期計画			第6期計画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度利用支援事業	人	0	0	0	1	1	1

(単位は年間延べ利用人数) ※令和2年度は見込み

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築などを行う事業です。

今後、成年後見制度利用促進計画に基づき、成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制の整備や、町民後見人の活用も含めた法人後見実施のための研修等の開催について検討します。

事業	単位	第5期計画			第6期計画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	無	無	無	有	有	有

※令和2年度は見込み

(6) 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、その他の障がいのために意思疎通を図ることに支障がある人に対し、手話通訳者派遣事業と要約筆記者派遣事業を、愛媛県聴覚障害者協会に委託して実施しています。

今後も事業の周知を図りながら、現行体制を継続して実施します。

事業	単位	第5期計画			第6期計画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話通訳者派遣事業	人	3	3	0	3	3	3
	件	1	1	0	1	1	1
要約筆記者派遣事業	人	0	0	0	1	1	1
	件	0	0	0	1	1	1

(単位は年間延べ利用人数、件数) ※令和2年度は見込み

(7) 日常生活用具給付等事業

重度障害者の日常生活や社会生活を支援するため、補装具以外の日常生活上の便宜を図るための用具を給付します。また、住宅改修費を給付します。

今後も事業の周知を図りながら、適切な給付を実施します。

事業	単位	第5期計画			第6期計画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護訓練支援用品	件	1	1	1	1	1	1
自立生活支援用具	件	1	2	2	2	2	2
在宅療養等支援用具	件	2	2	2	3	3	3
情報・意思疎通支援用具	件	15	13	1	15	15	15
排泄管理支援用具	件	182	214	208	240	240	240
住宅改修費	件	0	3	0	1	1	1

(単位は年間延べ件数) ※令和2年度は見込み

(8) 手話奉仕員養成研修事業

聴覚、音声、言語機能に障がいのある人との交流活動の促進のため、町の広報活動などの支援者として期待される手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を習得した者）の養成研修を行う事業として、平成25年4月から位置付けられた事業です。

今後も事業の周知を図りながら、現行体制を継続して実施します。

事業	単位	第5期計画			第6期計画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話奉仕員養成研修事業	人	1	1	1	3	3	3

(単位は養成講習修了の実人数) ※令和2年度は見込み年度は見込み

(9) 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がい者に対し、社会生活上に必要な外出及び余暇活動などの社会参加のための移動に必要な支援を行います。

今後も事業の周知を図りながら、利用者の要望に対応する事業実施に努めます。

事業	単位	第5期計画			第6期計画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
移動支援事業	人	0	6	3	2	2	1
	時間	0	11	3	1	1	1

(単位は年間延べ利用人数、利用時間数) ※令和2年度は見込み年度は見込み

(10) 地域活動支援センター事業

町内に福祉サービス事業者が見込めないことから、本計画期間内の事業実施は見込みませんが、引き続き、事業者の参入促進を検討していきます。

第2節 任意事業（町独自に実施する事業）

（1）訪問入浴サービス事業

重度の障がい者などで、1人で入浴が困難な場合の入浴支援や家庭内介助者による入浴介助の負担軽減などのため、居宅を訪問して移動入浴車による入浴サービスを提供します。

実際の利用者は、令和2年10月現在、1人です。八西管内で事業所が1か所のみとなっています。

今後も事業の周知を図りながら、福祉サービス事業者に委託して引き続き、実施します。

事業	単位	第5期計画			第6期計画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問入浴サービス	人	11	12	11	12	12	12

（単位は年間延べ利用人数） ※令和2年度は見込み

（2）更生訓練費・施設入所者就職支度金給付事業

就労移行支援事業や自立訓練事業などを利用している人に更生訓練費を支給し、また、就労移行支援事業や就労継続支援事業を利用した人の就職に際しての支度金を支給し、障がい者の社会復帰を支援します。

更生訓練費は、法改正により授産施設の利用者全員であったものが、福祉サービスのうち就労移行支援事業または自立訓練事業を利用している人に支給しています。

施設入所者就職支度金は、未実施です。

更生訓練費は、概ね増減せず、推移するものと見込まれます。今後も事業の周知を図りながら、適切に実施します。

施設入所者就職支度金は、事業のあり方について検討する必要があります。

事業	単位	第5期計画			第6期計画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
更生訓練費・施設入所者就職支度金給付事業	人	26	45	59	48	48	48

（単位は年間延べ利用人数） ※令和2年度は見込み

(3) 自動車運転免許取得・改造助成事業

自動車運転免許の取得や自動車を改造する際の費用の一部を助成し、障がい者の社会参加を促進します。

利用は令和2年度に1人ありました。

今後も事業の周知を図りながら、適切に実施します。また、制度の普及に努めます。

事業	単位	第5期計画			第6期計画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自動車運転免許取得・改造助成事業	人	0	0	1	1	1	1

(単位は年間延べ利用人数) ※令和2年度は見込み

第4部 障がい児福祉計画【第2期】

第1章 基本方針

本町における、障がい児支援の提供体制の確保に向けた基本方針は次の通りです。

障がい児支援の提供体制確保の基本方針

- ①障がい児への支援を行うにあたり、障がい児本人の最善の利益（※用語説明）を考慮し、障がい児の健やかな育ちを支援します。
- ②障がいの可能性を把握した段階から、障がい児本人及びその家族に対し、専門機関、関係機関、身近な地域団体などが連携して支援します。また、医療的ケアが必要な障がい児に対しても円滑な支援を行う体制を構築します。
- ③障がい児のライフステージ（人生の各段階）に沿って、保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援などの関係機関の連携をさらに進め、継続的で一貫した支援を提供する体制強化を図ります。
- ④あらゆる活動や交流を通じて、障がいのある子、ない子がともに成長する地域の包容力（インクルージョン）を高め、障がい児への支援を通して共生社会を形成します。

※用語説明 最善の利益

最善の利益とは、「児童の権利に関する条約」の基本原則であり、子どもにかかわりのあることを行うとき、子どもにとって何が最も良いことかを考え、子どもの利益が優先されなければならないという考え方。

第2章 令和5年度の成果目標

(成果目標項目は国の指針に準じる)

成果目標1 児童発達支援センターの設置

国の方針は、令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村（圏域での設置可）に1か所以上設置することです。

本町では、令和2年度現在、設置していません。今後は、圏域での設置を目指し、関係機関と協議を進めていきます。

成果目標2 保育所等訪問支援の実施

国の方針は、令和5年度末までに、全ての市町村において保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することです。

本町では、令和2年度現在、サービス事業所がありません。また、近隣に西予市に1か所しかありません。今後は、児童発達支援センターと併せて圏域で協議を進めていきます。

成果目標3 重症心身障がい児の支援事業の実施

国の方針は、令和5年度末までに、各市町村（圏域での設置可）に主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を1か所以上確保することです。

本町では、令和2年度現在、対象となる未就学の重症心身障がい児がいません。今後実施の必要があるときは、近隣市町の事業所に協力依頼をするものとしています。

成果目標4 医療的ケア児を支援する体制構築

国の方針は、令和5年度末までに、県、各圏域、各市町村（圏域での設置可）において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育などの関係機関が連携を図るための協議の場を設けることです。

本町では、平成31年4月に、協議体制を設置しており、今後も運営の充実に努めていきます。また、医療的ケア児等に関するコーディネーターは1人の配置を目指します。

第3章 障がい児支援事業

第1節 障害児通所支援等

(児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援)

■事業概要

児童発達支援は、障がいのある子どもに、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などを行います。児童発達支援には、児童福祉施設として定義された「児童発達支援センター」と、それ以外の「児童発達支援事業」の2種類の類型があり、どちらも、通所利用の障がいのある児童や、そのご家族に対する支援を行うことは「共通」としています。

居宅訪問型児童発達支援は、児童発達支援などの障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な重症心身障がい児などを対象に、訪問支援員が障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与などの支援を実施するものです。

医療型児童発達支援は、障がいのある子どもに、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練、治療などを行います。

放課後等デイサービスは、就学している障がいのある子どもなどに、授業の終了後または休業日に児童発達支援センターなどの施設で、生活能力の向上のために必要な訓練、社会交流の訓練及びその機会を提供します。

保育所等訪問支援は、訪問支援員が保育所、幼稚園、放課後児童クラブなどを訪問し、障がいのある子どもに集団生活への適応のための専門的な支援などを行うもので、乳児院と児童養護施設に入所している障がい児も対象者となります。

■事業の見込み、事業の確保策

本町では、令和元年度実績で、児童発達支援を4人、放課後等デイサービス2人が利用しています。医療型児童発達支援と保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援はサービス事業所がなく、提供できていません。

今後は、児童発達支援と放課後等デイサービスについては、ニーズを適切に把握しつつ、利用者の要望に対応する事業を実施します。

保育所等訪問支援は、令和5年度までに事業所を確保し、利用者の要望に対応する事業を検討します。

医療型児童発達支援と居宅訪問型児童発達支援は、ニーズを把握しながら、実施の可能性についてサービス事業所や関係機関と協議します。

事業	単位	第1期計画			第2期計画		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
児童発達支援	人日分	8	9	8	12	12	12
	人	4	4	4	4	4	4
居宅訪問型児童発達支援	回	0	0	0	0	0	0
	人	0	0	0	0	0	0
医療型児童発達支援	人日分	0	0	0	0	0	0
	人	0	0	0	0	0	0
放課後等デイサービス	人日分	3	8	15	15	20	20
	人	2	2	3	3	5	5
保育所等訪問支援	回	0	0	0	0	0	0
	人	0	0	0	0	0	0

(単位は1か月あたりの利用日数、利用人数、実施回数) ※令和2年度は見込み

第2節 障害児相談支援

■事業概要

障害児相談支援には、障害児支援利用援助と継続障害児支援利用援助があります。

障害児支援利用援助は、障害児通所支援を利用する障がいのある子どもなどを対象に、サービスの内容などを定めた障害児支援利用計画案を作成し、支給決定が行われた後に、当該支給決定などの内容を反映した障害児支援利用計画の作成を行います。

継続障害児支援利用援助は、障害児支援利用計画が適切かどうかを、一定期間ごとに検証（モニタリング）し、その結果を勘案してサービス事業所との連絡調整などを行いながら見直し、障害児支援利用計画の修正を行います。

■事業の見込み、事業の確保策

令和元年度は、事業利用者全員に障害児支援利用計画を作成しています。

今後は、児童発達支援や放課後等デイサービスなどの円滑な利用に向けて、引き続き、事業の利用者全員に障害児支援利用計画を作成するよう、見込みます。

そのため、サービス事業所の確保とともに、相談支援専門員の資質向上と質の高いサービス提供への支援に取り組みます。

サービス	単位	第1期計画			第2期計画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害児相談支援	人	2	2	2	2	2	2

（単位は1か月あたりの利用人数） ※令和2年度は見込み

第3節 発達障がい者等に対する支援

■事業概要

○ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の受講促進

ペアレントトレーニングとは、保護者や養育者のかかわり方や心理的なストレスの改善、子どもの発達促進等を目指す、家族支援アプローチの一つです。また、ペアレントプログラムとは、ペアレントトレーニングに参加する前にできていることが望ましい「行動で考える」、「ほめて対応する」、「孤立している母親の仲間を見つける」の3つの行動を学ぶものです。

○ペアレントメンターの養成促進

ペアレントメンターとは、自らも発達障がいのある子育てを経験し、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けた保護者です。メンターは、同じような発達障がいのある子どもをもつ保護者に対して、共感的なサポートを行い、地域資源についての情報を提供することができます。

○ピアサポートの活動の参加促進

ピアサポートとは、同じ課題や環境を体験する人がその体験からくる感情や必要な情報を共有したり、共通した悩みや問題の解決にともに取り組んだりする活動です。

■事業の見込み、事業の確保策

今後、関係機関と協議の上、実施体制の整備を図ります。

第4節 医療的ケア児を支援する体制構築

国の方針は、令和5年度末までに、県、各圏域、各市町村（圏域での設置可）において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育などの関係機関が連携を図るための協議の場を設けることです。

本町では、平成31年4月に、協議体制を設置しており、今後も運営の充実に努めていきます。また、医療的ケア児等に関するコーディネーターは1人の配置を目指します。

第5部 計画の進行管理と計画・推進方策の見直し

第1節 PDCAサイクルの必要性

(1) PDCAサイクルの必要性和法上の規定

計画は、障がい者の生活に必要な障害福祉サービス等の提供の確保に向けて推進され、関係者が目標等を共有し、達成に向けて連携するとともに、進捗状況を確認しながら取り組みを進めていくことが必要になります。

そのため作成した計画は、3年ごとに進捗を把握するだけでなく、定期的に進捗を把握し、分析・評価し、課題等は随時、対応していきます。

平成25年4月に施行された障害者総合支援法においては、計画に定める事項について、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、計画を変更することその他の必要な措置を講ずることとしています。このことを実際に行っていくため、PDCAサイクルの導入は有効な方策と考えられます。

○障害者総合支援法（抜粋）

第88条の2 市町村は、定期的に、前条第二項各号に掲げる事項（市町村障害福祉計画に同条第三項各号に掲げる事項を定める場合にあつては、当該各号に掲げる事項を含む。）について、調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、当該市町村障害福祉計画を変更することその他の必要な措置を講ずるものとする。

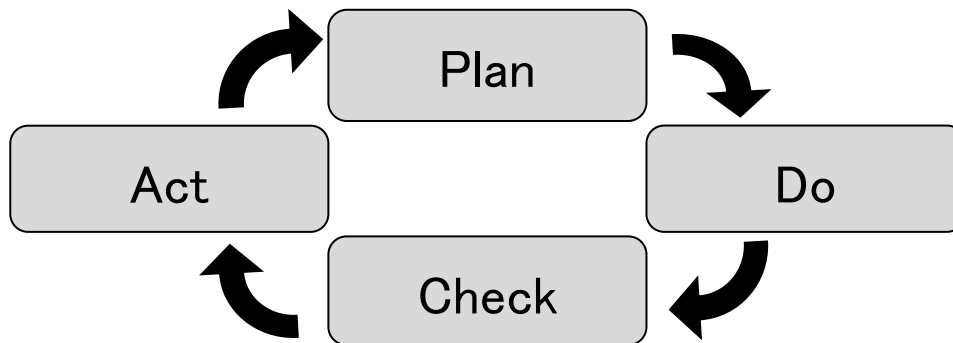
第89条の2 都道府県は、定期的に、前条第二項各号に掲げる事項（都道府県障害福祉計画に同条第三項各号に掲げる事項を定める場合にあつては、当該各号に掲げる事項を含む。）について、調査、分析及び評価を行い、必要

(2) PDCAサイクルとは

「PDCAサイクル」は、様々な分野・領域で活用されているマネジメント手法で、「計画（Plan）」、「実行（Do）」、「評価（Check）」、「改善（Act）」のプロセスを順に実施していくものです。

業務を進めていく上で、計画を立て、それを実行し、結果を評価した後、改善して次のステップへとつなげていく過程は、業務の質を高めていく上で重要となります。

(PDCAサイクルのイメージ)



計画 (Plan)	目標を設定し、目標達成に向けた活動を立案する
実行 (Do)	計画に基づき活動を実行する
評価 (Check)	活動を実施した結果を把握・分析し、考察する (学ぶ)
改善 (Act)	考察に基づき、計画の目標、活動などを見直しする

第2節 「伊方町障がい者計画・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画」におけるPDCAサイクル

PDCAサイクルのプロセスは、次の通りです。

①計画の策定と評価を行う体制の整理を行うこと、②成果目標の設定とそれらを測る活動指標を整理しておくこと、③計画の策定の段階で、どの時点で実績を把握し、分析・評価を行うかのスケジュールを整理しておくことが必要です。

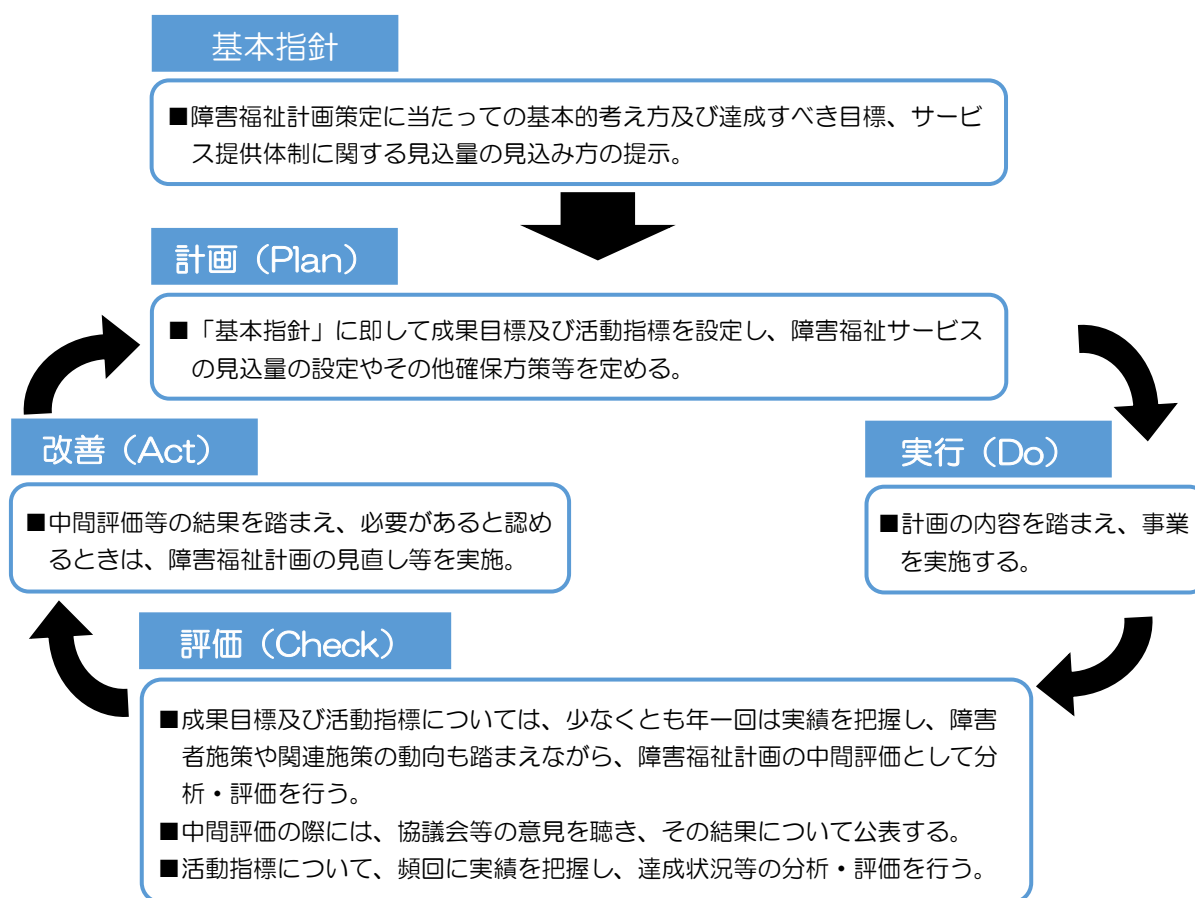
成果目標と活動指標を設定し、中間評価等において進捗状況の確認を行うため、成果目標と関連する活動指標について整理しておくことが必要となります。

成果目標を設定する際の方針や、対応する活動指標については、管理用のシートを作成し、経年的に状況を確認できるようにしておくことが考えられます。

管理用のシートで、PDCAサイクルにおける年度ごとの活動の評価・改善の状況も含めて管理できるため、次期計画の見直し等においても活用することができると考えられます。

計画の改善は、中間評価の結果等を受け、施策の見直し・新規施策の追加や計画の見直し等も含めた対応を実施することになっていきます。

(障がい福祉計画におけるPDCAサイクルのプロセスのイメージ)



第3節 計画・推進方策の見直しと達成状況の公表

障害者総合支援法に基づき、毎年の実績は、地域自立支援協議会に提出し、意見を踏まえ、計画・推進方策の見直しを実施していきます。

PDCAサイクルの結果は、障がい者や障害福祉事業者等の関係者のほか、町民に向けて広く公開します。

公表は、閲覧者が理解しやすいように工夫し、検討のために使用した資料もできる限りホームページ等を利用して、公開します。

第6部 参考資料

1 伊方町障害者計画・障害福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項に規定する市町村障害者計画、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条第1項に規定する市町村障害福祉計画及び児童福祉法（昭和23年法律第164号）第33条の20第1項に規定する市町村障害児福祉計画を作成するため、伊方町障害者計画・障害福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 伊方町における障害者の状況等を踏まえ、障害者のための基本的な計画の策定に関すること。
- (2) その他計画推進のために必要な事項。

(組織)

第3条 委員会は、委員15名以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 障害者団体関係者
 - (2) 障害福祉事業関係者
 - (3) 行政関係者
 - (4) 学識経験者及び有識者
 - (5) その他町長が必要と認めたもの
- (委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長を各1名置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。

3 委員長は、委員会を代表し会務を総括する。

4 副委員長は、委員長を補佐するとともに、委員長に事故あるとき又は欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が必要に応じて召集し、その議長となる。

2 委員会の運営上必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見又は説明その他の協力を求めることができる。

(幹事会)

第6条 計画策定に関し、専門的に調査・研究するため委員会に幹事会を設けることができる。

(任期)

第7条 委員の任期は、委員会の目的が達成されたときまでとする。

(事務局)

第8条 委員会の事務局は、保健福祉課に置く。

(補足)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年10月1日から施行する。

2 伊方町障害者計画・障害福祉計画策定委員名簿

区 分	氏 名	備 考
障害福祉事業関係	根来 六公	ワークいかた施設長
	川上 真一	特別養護老人ホームつわぶき荘施設長
	松田 光一	伊方町社会福祉協議会会長
障害者団体関係	大野 律子	西宇和郡障害者協会会長
	尾上 一郎	伊方家族会会長
	古澤 傳治郎	三崎家族会会長
	石田 満	なぎさグループ代表
学識経験者 ・有識者	阿部 松壽	伊方町民生児童委員協議会会長
	後町 洋一	伊方町国民健康保険九町診療所所長
	清水 悦夫	伊方町区長会会長
行政関係	濱松 爲俊	伊方町副町長（令和3年2月21日まで）
	濱松 一良	伊方町副町長（令和3年2月22日から）
	小野瀬 博幸	伊方町保健福祉課長
計	12名	

3 用語集

【あ行】

- 一般就労 (P.5 初出のページのみ掲載。以下、同様)
一般企業や自営などで働くこと。

- 医療的ケア (P.4)
たんの吸引や鼻などから管を通して、栄養剤を流し込む経管栄養など、医師の指示に基づき医療的介助を行うこと。

- インクルーシブ教育 (P.20)
人間の多様性の尊重等の強化、障がい者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障がいのある者と障がいのない者がともに学ぶ仕組みであり、障がいのある者が「general education system」(障害者の権利に関する条約署名時仮訳：教育制度一般)から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供される等が必要とされている。(文部科学省 資料参考)

- NPO (Non Profit Organization) (P.19)
営利を追及しない公益のための活動を行う団体のこと。このうち、「特定非営利活動促進法(通称NPO法)」に基づいて法人格を得た「特定非営利活動法人(NPO法人)」は、介護保険の指定居宅サービス事業や障害福祉サービス事業などを担うことができる。

【か行】

- 基幹相談支援センター (P.23)
地域の相談支援の拠点として、障がいの種別等は問わず、障がい者の日常生活及び社会生活を支援し、地域で安心して生活できるよう専門の相談員による相談を総合的に行っている施設。

- 工賃 (P.21)
障がい者等が支援を受けながら訓練を兼ねて働いている施設等で、事業収入から本業に必要な経費を控除した額に相当する金額を、施設の利用者に配分するお金のこと。

- 合理的配慮 (P. 4)
障害者権利条約で定義された概念であり、障がい者の人権と基本的自由及び実質的な機会の平等が、障がいのない人々と同様に保障されるために行われる「必要かつ適当な変更及び調整」であり、障がいのある人が生活をする上で妨げとなる社会的障壁を取り除くため、状況に応じて行われる配慮のこと。
- コーディネート (P. 24)
関連分野・部分を調整し、全体の釣り合いを取ること。

【さ行】

- 自主防災組織 (P. 22)
災害時において消火、救助等の初期対策を自主的に行うため、地域住民が自ら地域を守ろうという連帯感に基づき、自主的に結成する組織。
- 肢体不自由 (P. 9)
上肢、下肢、体幹の機能や運動機能に障がいのある状態。
- 住宅入居等支援事業 (P. 67)
賃貸契約による一般住宅への入居にあたって支援が必要な障がい者等に対し、入居支援及び緊急時の相談、関係機関との連絡調整を行う。
- 障害者基本法 (P. 1)
障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策に関し、基本原則を定め、障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策の基本となる事項を定めること等により、障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とした法律。
- 障害者権利条約 (P. 4)
障がいに基づくあらゆる差別を禁止することや障がい者の社会参加を促進することを定めた障害者の権利に関する条約。国は平成 26 年 1 月に本条約を批准した。
- 障害者総合支援法 (P. 1)
「障害者自立支援法」を廃止して平成 25 年 4 月に施行された、障がい者のための新しい総合的な法律。平成 23 年 8 月に施行（一部を除く）された「障害者基本法」の改正を踏まえ、新たな基本理念が法律に規定され、目的規定において、「自立」という表現に代わり「基本的人権を享有する個人としての尊厳」と明記された。障害者総合支援法の目的の実現のため、障害福祉サービスによる支援に加えて、地域生活支援事業その他の必要な支援を総合的に行うこととなった。
また、これまでは、支援の対象が身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者（発達障がい児を含む）に限定されていたが、一定の難病の患者が対象として加えられた。

○ 障害者優先調達推進法 (P. 33)

平成 25 年 4 月に施行された法律であり、国、独立行政法人及び地方公共団体（都道府県、市町村）等は、物品等の調達にあたって、優先的に障害者就労施設等から物品等を調達するよう努めるとともに、地方公共団体及び地方独立行政法人は、毎年度、障害者就労施設等からの物品等の調達方針を作成するとともに、当該年度の終了後、調達の実績を公表することとなった。

○ 小児慢性特定疾患 (P. 12)

小児慢性疾患で小児がん等長期にわたる療養を必要とし、医療費も高額となるもののうち、国が指定する疾患のこと。一定の基準をみたす状態にある場合に、医療費の助成等の支援を受けることができる。

○ 自立支援協議会 (P. 14)

障がい者の地域での生活を支えるため、相談支援事業などの支援システム・ネットワークづくりにおける中核的な役割を担う協議機関。

○ 身体障がい者 (P. 55)

「身体障害者福祉法」では、①視覚障がい、②聴覚または平衡機能の障がい、③音声機能、言語機能またはそしゃく機能の障がい、④肢体不自由、⑤心臓、じん臓、呼吸器、膀胱、直腸または小腸の機能障がい、⑥人免疫不全ウイルスによる免疫機能障がいは 18 歳以上の人であって、都道府県知事から身体障害者手帳の交付を受けた人をいう。

○ 身体障害者手帳 (P. 9)

「身体障害者福祉法」に定められた、身体に障がいがあると判定された人に交付される手帳。各種福祉サービス等を利用する際に必要となる。

○ 精神障がい者 (P. 29)

統合失調症など精神（脳）の病気の結果、治療により症状は緩和されても残る「日常生活や社会生活のしづらさ・不器用さ」等の障がいのある人をいう。この障がいの原因には、①病気からくるもの、②薬の副作用からくるもの、③長期入院によるもの、④社会経験の乏しさからくるものがある。

○ 精神障害者保健福祉手帳 (P. 11)

「精神保健及び精神障害者に関する法律」に基づき、精神障がいの状態にあると認められた人に交付される手帳。各種の支援施策の推進、障がい者の社会復帰・自立・社会参加の促進を図ることを目的としている。

- 成年後見制度 (P. 4)
自己の権利を表明することが困難な寝たきりの高齢者や、認知症の高齢者、障がい者の代わりに、代理人が権利を表明するための制度であり、認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など精神上の障がいにより判断能力が不十分な人について、財産管理や契約行為などで代理人を立て、不利益が生じないようにする制度。

【た行】

- 地域生活支援拠点 (P. 50)
地域における障がい者の生活支援のために求められる機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり等）を集約した拠点。
- 地域生活支援事業 (P. 66)
市町村が地域の実情に応じて、障がい者の地域における生活を支える様々なサービスを実施する事業であり、相談支援事業、コミュニケーション支援事業、日常生活用具の給付等事業、移動支援事業、地域活動支援センター事業などがある。
- 知的障がい者 (P. 43)
知的機能の障がいが発達期（概ね 18 歳まで）にあらわれ、日常生活に支障が生じているため、何らかの特別な支援を必要とする状態にある人。
- 特定疾患 (P. 12)
原因不明、治療方法が未確立で、症例が少ないために全国的規模での研究が必要な疾患をいう。
- 特別支援学級 (P. 13)
小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校に、教育上特別な支援を必要としている児童生徒のために設置された学級。
- 特別支援学校 (P. 25)
視覚障がい者、聴覚障がい者、知的障がい者、肢体不自由者、発達障がい児、病弱者（身体虚弱者を含む）に対して、幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準ずる教育を施すとともに、障がいによる学習上または生活上の困難を克服・改善し、自立を図るために必要な知識や技能を育てることを目的とする学校。

【な行】

- 難病 (P. 3)
原因不明、治療方法が未確立で、後遺症のおそれがある疾病。
- 日常生活自立支援事業 (P. 41)
判断能力が不十分な高齢者や障がい者を対象に、社会福祉協議会が本人または代理人と契約を締結した上で、福祉サービスの利用支援や金銭管理などを行う事業。

【は行】

○ 発達障がい (P. 3)

平成18年4月から施行された「発達障害者支援法」には、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障がいであって、その症状が通常低年齢において発現するものとして定義されている。

○ バリアフリー (P. 16)

当初は、障がい者や高齢者の生活・活動の妨げとなるバリア（障壁）を取り去った、障がい者や高齢者が自由に活動できる生活空間のあり方を示す意味であったが、現在は、社会制度や人の意識などの様々な障壁を含めるようになり、それらを取り除くという意味が含まれている。

○ 避難行動要支援者 (P. 22)

高齢者、障がい者、乳幼児等、大規模災害時に自力での避難が困難で、周囲からの支援が必要な人。

○ 福祉的就労 (P. 21)

福祉施設で支援を受けながら訓練を兼ねて働くこと。福祉的就労には、企業への就職など一般就労に向けて訓練する「就労移行支援」、施設で継続して働き、工賃を得る「就労継続支援（A型・B型）」などがある。

○ 福祉避難所 (P. 36)

障がい者や高齢者、妊産婦などの避難行動要支援者は、一般の避難所の生活では、疲労やストレス、持病の悪化等を原因とする関連死に至る事例が報告されている。このような関連死を防ぐため、特別の配慮がなされるよう福祉避難所の整備が制度化された。

○ 法定雇用率 (P. 32)

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ一定の割合（法定雇用率）に相当する数以上の身体障がい者または知的障がい者を雇用しなければならないこととされている。法定雇用率は、国、地方公共団体、一定の特殊法人は2.6%、都道府県等の教育委員会は2.5%、民間企業は2.3%（令和3年3月1日以降）。

【や行】

○ 要約筆記 (P. 27)

聴覚障がい者に、話の内容をその場で文字にして伝える筆記通訳のこと。「話す」スピードは「書く（入力する）」スピードよりも数倍速く、全ては文字化できないため、話の内容を要約して筆記するので「要約筆記」という。

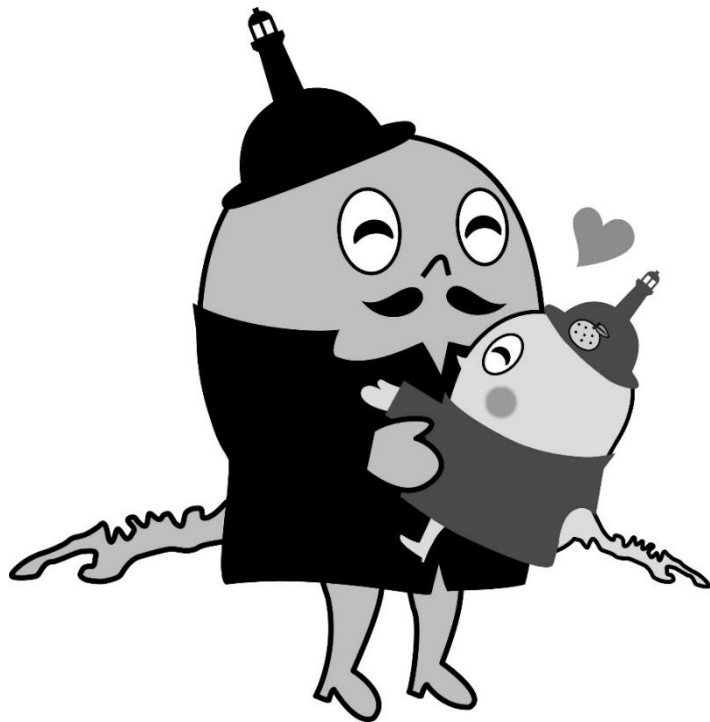
【ら行】

- ライフステージ (P. 1)
乳幼児期、学齢期、成人期、高齢期など人が生まれてから、人生の各段階。

- リハビリテーション (P. 21)
障がい者の身体的、精神的、社会的な適応能力回復の技術的訓練プログラムにとどまらず、障がい者のライフステージの全ての段階において主体的、自立的、自由といった人間本来の生き方の回復を目指す全ての活動のこと。

- 療育 (P. 28)
「治療」と「教育」の造語であり、どのような障がいや程度であっても、その障がいと共存しながら、障がいを乗り越えて自立した生活を営めるよう支援することをいう。

- 療育手帳 (P. 10)
児童相談所または知的障害者更生相談所において知的障がいがあると判定された人に対して一貫した指導・助言を行うとともに、各種の支援を受けやすくするための手帳。



< 発行年月 > 令和3(2021)年3月

< 編集・発行 > 伊方町役場 保健福祉課 福祉対策室
〒796-0301

愛媛県西宇和郡伊方町湊浦 1993 番地 1

TEL : 0894-38-0211 (代表)

FAX : 0894-38-1120